

江戸川区障害者計画

第3期江戸川区障害福祉計画

平成24年3月

江戸川区

本ファイルは、「江戸川区障害者計画・第3期江戸川区障害福祉計画」のうち、「江戸川区障害者計画」及び「資料編」の関係する箇所を抜粋したものです。

区長あいさつ

近年、わが国の障害者福祉は、幾度となく制度の見直しが行われ、そのたびに当事者である障害のある人やそのご家族、サービスを提供する事業者、そして程度区分の認定や給付決定等を行う地方公共団体、そのいずれもが戸惑いを感じてきたところであります。残念ながら現在も、障害者自立支援法にかわる新法をめぐり、混乱が続いております。

そのような中ではありますが、本区は長年の実績を踏まえ、障害のある人がいきいきと生活ができる環境を整えるために、さまざまな施策を進めてまいりました。近年では、区役所における手話通訳者の配置(22年度)や救急搬送時の手話通訳者の派遣(23年度)、精神障害者の就労支援に加え、発達障害に対する取り組みも強化してきております。さらに、今後も増加する日中の生活介護施設利用に corres 応するために、25年度の開所に向けて区立希望の家新館の建設にも着手しているところであります。

このたび、江戸川区障害者計画・第3期江戸川区障害福祉計画を策定いたしました。障害者計画は施策を推進していくうえでの基本理念であり、江戸川区長期計画の基本構想・基本計画と方向性を同一にするものです。また、障害福祉計画は、現行の障害者自立支援法に基づく施策の実施にあたり、障害を持つ人の地域での生活や一般就労への移行に向けた目標値の設定、サービス提供基盤の整備やその方策などを示すものであります。

本区はこれからも、本計画を指針として、障害のある人やそのご家族が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができる、地域や関係する人と信頼しあい、支えあう、理想の地域社会を目指してまいります。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました江戸川区地域自立支援協議会の委員の皆様、障害者団体の皆様、そして、パブリック・コメント(意見公募)にご協力いただきました区民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

江戸川区長 多田正見

目 次

第1部 江戸川区障害者計画.....	1
第1章 計画策定の基本的な考え方.....	3
1 策定の背景.....	3
2 策定の趣旨.....	5
3 計画の位置づけ.....	5
4 計画期間.....	6
第2章 障害者福祉の現状と課題.....	7
1 人口の推移.....	7
2 障害者手帳所持者の推移.....	8
3 障害者の実雇用率の推移.....	19
4 障害者福祉の課題.....	20
第3章 障害者施策推進の基本的な考え方.....	21
1 障害者施策推進の基本理念.....	21
2 障害者施策推進の基本目標.....	23
3 障害者施策推進の基本的視点.....	24
4 施策の体系.....	25
5 ライフステージ別の取組み.....	26
6 発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への取組み.....	30
第4章 施策の方向性と主な事業展開.....	33
1 情報提供、相談支援、権利擁護の充実.....	33
2 サービス提供基盤の充実.....	36
3 保健・医療の充実.....	42
4 育成・教育の推進.....	44
5 雇用・就業の推進.....	45
6 区民の理解、交流、社会参加の推進.....	47
7 生活環境の整備.....	49
第5章 計画の推進に向けて.....	52
1 地域の関係者・関係団体との連携の推進.....	52
2 行政内部における推進体制の強化.....	52
3 会議体での取組み.....	52

第1部

江戸川区障害者計画

(平成24年度～平成33年度)

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 策定の背景

我が国の障害者施策は、平成14年12月に新たな「障害者基本計画」が策定され、障害の有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現を目指し、施策の基本的方向を定めています。平成16年6月の「障害者基本法」の改正では、目的規定において障害者の自立及び社会参加の支援等が示されたほか、基本的理念として障害を理由とする差別等の禁止の規定、これまで努力義務であった市町村における障害者計画の策定の義務化等が定められました。

また平成18年4月には、障害者の自立を支援する観点から、障害者基本法の基本的理念にのっとり、「障害者自立支援法」が施行されました。これによって、従来の障害種別ごとに提供されてきた福祉サービス、公費負担医療等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みが創設されました。

その後、国は障害者に係る制度の集中的な改革を行うために、平成21年12月に「障がい者制度改革推進本部」を内閣府に設置しました。同本部のもとで平成22年1月から「障がい者制度改革推進会議」が開催され、制度改革に向けた精力的な検討が行われました。

そして、平成22年12月には障害保健福祉施策を見直すまでの間の障害者等の地域生活支援のために「障害者自立支援法」が改正され、平成24年4月から本格施行されます。現在、同法については、制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の見直しが進められています。

さらに、平成23年7月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が成立し、障害者の定義が見直され、地域社会における共生等の考え方、差別の禁止の観点から社会的障壁の除去に配慮が求められるなど、新たな視点が盛り込まれました。

改正障害者基本法のポイント（平成 23 年 7 月成立）

○ 障害者の定義の見直し（第 2 条）

障害者の定義を、身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身機能の障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとした。

○ 地域社会における共生等（第 3 条）

社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと、言語（手話を含む。）等の意思疎通手段の選択の機会の確保とともに情報の取得・利用手段の選択の機会の拡大を図ることを旨としなければならない。

○ 差別の禁止（第 4 条）

障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

社会的障壁の除去は、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

○ 教育（第 16 条）

年齢、能力、特性を踏まえて十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善・充実を図る等必要な施策を講じなければならない。

○ 療育（第 17 条）【新設】

障害者である子どもが身近な場所で療育等を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

○ 防災及び防犯（第 26 条）【新設】

地域社会において安全・安心に生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

○ 選挙等における配慮（第 28 条）【新設】

選挙等において、障害者が円滑に投票できるよう、投票所の施設、設備の整備等の必要な施策を講じなければならない。

○ 司法手続における配慮等（第 29 条）【新設】

刑事事件等の手続の対象となった場合や、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮しその他必要な施策を講じなければならない。

2 策定の趣旨

江戸川区では、平成 14 年 7 月に江戸川区長期計画「えどがわ新世紀デザイン」を策定しており、そこに示された基本構想、基本計画に基づき、実施計画を策定し、障害者が地域で自立して生活でき、安心して暮らせる環境づくりを進めてきました。

また、国の動向を踏まえ、平成 19 年 3 月に「江戸川区障害福祉計画」を策定し、平成 21 年 3 月には「江戸川区障害者計画・第 2 期江戸川区障害福祉計画」を策定し、障害者施策を進めてきました。

こうした動きの中で、現行計画が最終年次（平成 23 年度）を迎えたことから、江戸川区の障害者施策を一層推進するために、「江戸川区障害者計画・第 3 期江戸川区障害福祉計画」を策定します。

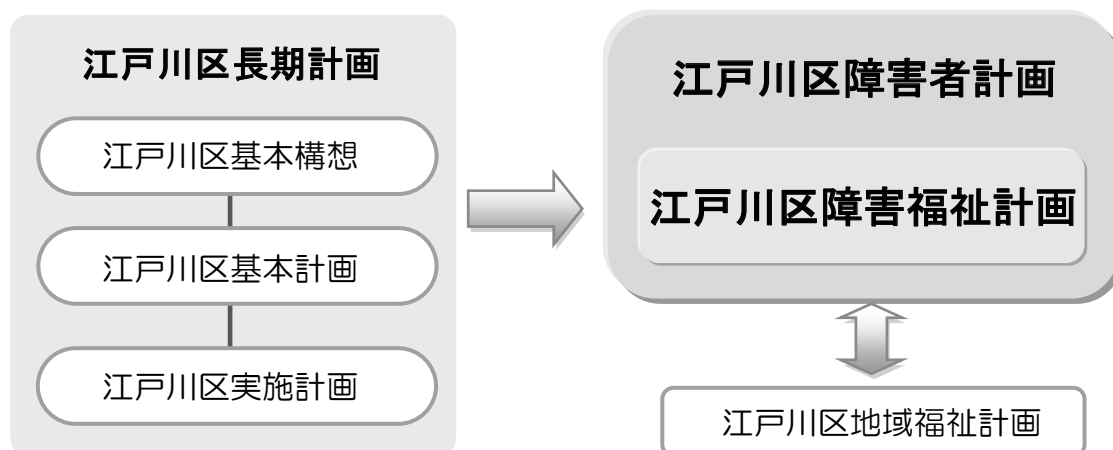
3 計画の位置づけ

江戸川区障害者計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項（障害者のための施策に関する基本的な計画）に基づく市町村障害者計画です。

また、江戸川区障害福祉計画は、障害者自立支援法第 88 条第 1 項に基づき、国が定める自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本指針に即して策定する市町村障害福祉計画です。

両計画の関係は、江戸川区障害者計画が障害者施策の基本的な計画に位置づけるものであり、江戸川区障害福祉計画は、その中の「サービス提供基盤の充実」に係る施策の実施計画として位置づけるものです。

なお、両計画は、「江戸川区基本構想・基本計画」を上位計画とし、その理念や将来都市像と方向性を同一にする計画です。また、社会福祉法第 107 条の規定による「江戸川区地域福祉計画」との整合性を持ち策定しています。



4 計画期間

江戸川区障害者計画の期間は、「江戸川区基本構想・基本計画」との整合を図り、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。ただし、この間の社会経済情勢の変化及び国の動向などを踏まえた上で、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、同時に策定する第3期江戸川区障害福祉計画の期間は、国が定める基本指針により、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

年 度	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
基本構想 基本計画	→									
障害者計画	→									
障害福祉計画	第3期 →			第4期以降						

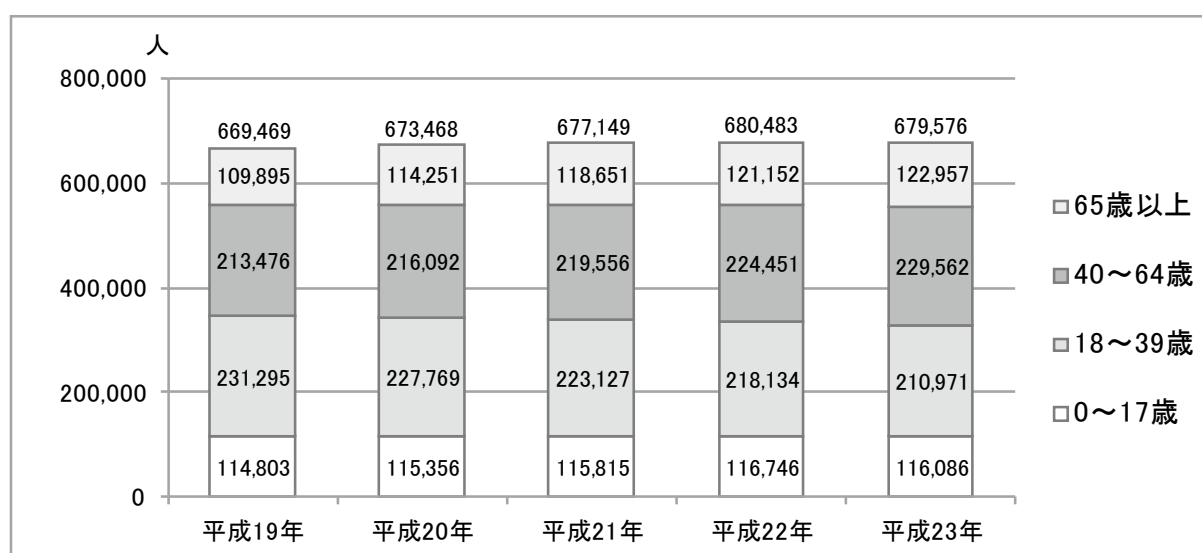
第2章 障害者福祉の現状と課題

1 人口の推移

江戸川区の総人口は、平成22年までは増加傾向にありましたが、平成23年にやや減少し、10月1日現在679,576人となっています。

構成比をみると、18～39歳の総人口に占める割合が減少傾向にある一方で、40～64歳と65歳以上の割合が増加傾向にあり、高齢化が進んでいます。0～17歳はほぼ横ばいで推移しています。

図表 江戸川区の総人口



(各年10月1日現在)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実人数	0～17歳	114,803	115,356	115,815	116,746	116,086
	18～39歳	231,295	227,769	223,127	218,134	210,971
	40～64歳	213,476	216,092	219,556	224,451	229,562
	65歳以上	109,895	114,251	118,651	121,152	122,957
	計	669,469	673,468	677,149	680,483	679,576
構成比	0～17歳	17.1%	17.1%	17.1%	17.2%	17.1%
	18～39歳	34.5%	33.8%	33.0%	32.1%	31.0%
	40～64歳	31.9%	32.1%	32.4%	33.0%	33.8%
	65歳以上	16.4%	17.0%	17.5%	17.8%	18.1%

※住民基本台帳及び外国人登録者

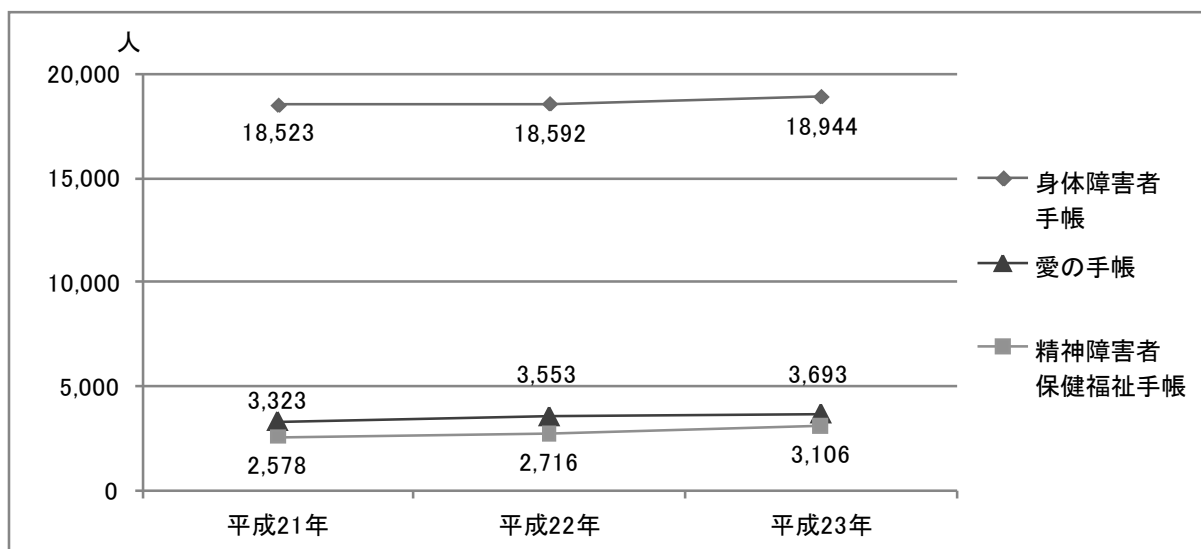
2 障害者手帳所持者の推移

(1) 障害者手帳所持者（3障害）の推移

各手帳の所持者数をみると、どの手帳所持者数も毎年増加しており、総人口に占める障害者の割合も増加傾向にあります。

各手帳所持者の構成比をみると、身体障害者手帳所持者が7割以上と最も多くなっています。

図表 障害者手帳所持者（3障害）



(各年10月1日現在)

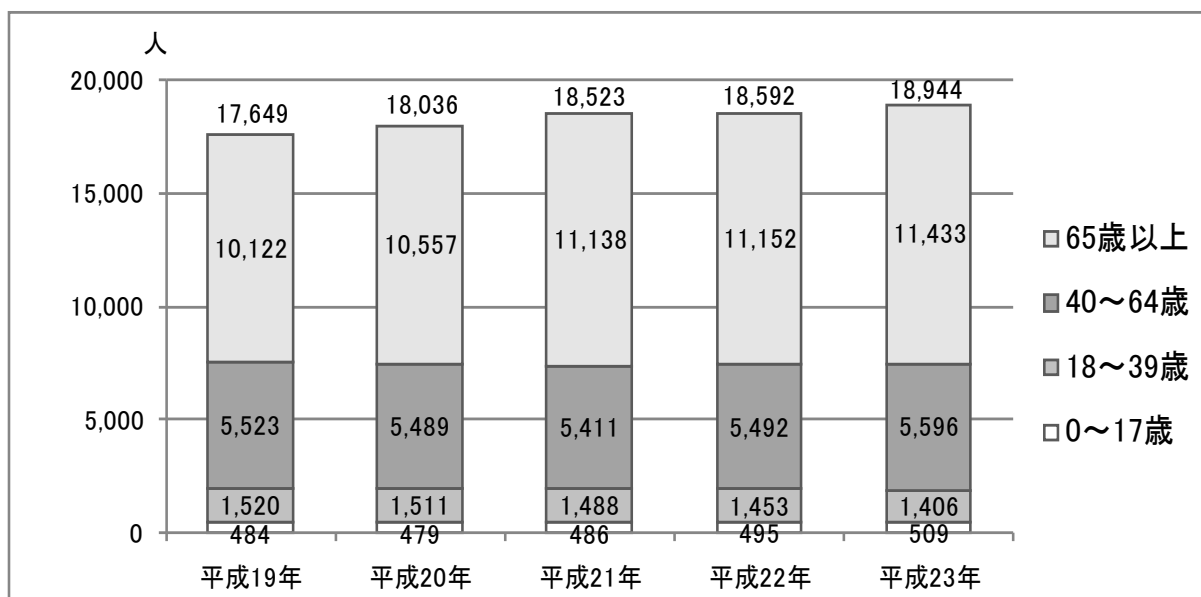
		平成21年	平成22年	平成23年	
総人口	人口数	677,149	680,483	679,576	
	対21年比	100.0%	100.5%	100.4%	
	障害者割合	3.6%	3.7%	3.8%	
障害者手帳所持者	所持者数	24,424	24,861	25,743	
	対21年比	100.0%	101.8%	105.4%	
	身体障害者手帳	所持者数	18,523	18,592	18,944
		対21年比	100.0%	100.4%	102.3%
		構成比	75.8%	74.8%	73.6%
	愛の手帳	所持者数	3,323	3,553	3,693
		対21年比	100.0%	106.9%	111.1%
		構成比	13.6%	14.3%	14.3%
	精神障害者保健福祉手帳	所持者数	2,578	2,716	3,106
対21年比		100.0%	105.4%	120.5%	
構成比		10.6%	10.9%	12.1%	

(2) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者は、毎年増加しており、平成23年10月1日現在18,944人となっています。

構成比をみると、65歳以上の割合が増加しており、身体障害者の高齢化が進んでいます。

図表 身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）



（各年10月1日現在）

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実人数	0~17歳	484	479	486	495	509
	18~39歳	1,520	1,511	1,488	1,453	1,406
	40~64歳	5,523	5,489	5,411	5,492	5,596
	65歳以上	10,122	10,557	11,138	11,152	11,433
	計	17,649	18,036	18,523	18,592	18,944
構成比	0~17歳	2.7%	2.7%	2.6%	2.7%	2.7%
	18~39歳	8.6%	8.4%	8.0%	7.8%	7.4%
	40~64歳	31.3%	30.4%	29.2%	29.5%	29.5%
	65歳以上	57.4%	58.5%	60.1%	60.0%	60.4%

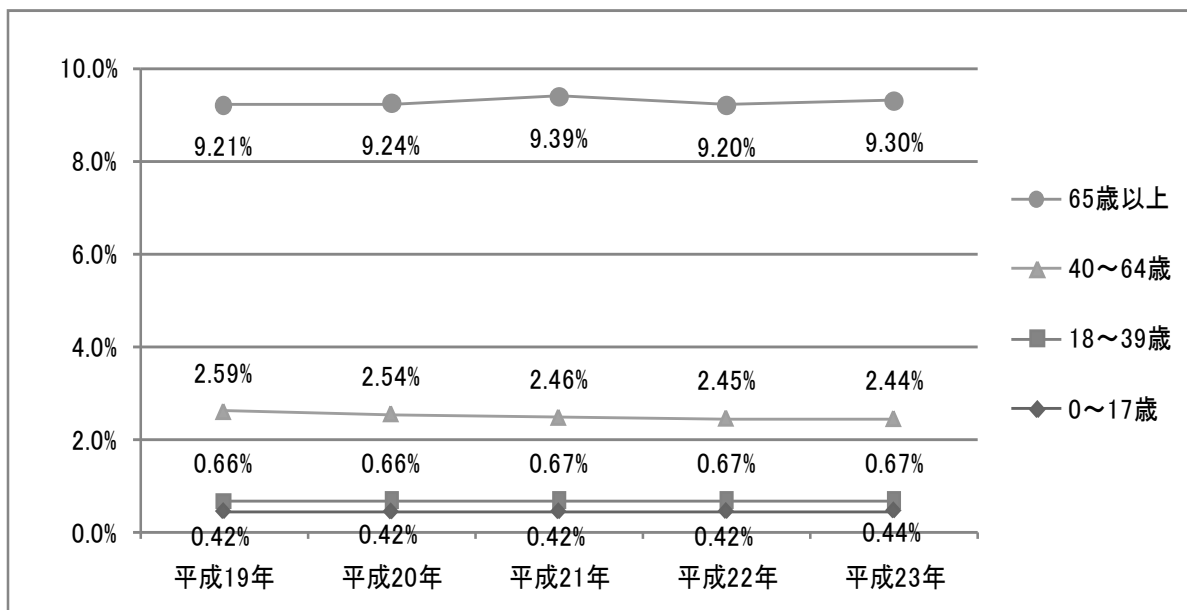
【参考】「身体障害者手帳」について

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

平成23年10月1日現在の対人口割合をみると、区の総人口に占める割合は2.79%となっています。

対人口割合の年齢4区分をみると、65歳以上では平成22年に減少しましたが、平成23年に再び増加しています。40～64歳ではやや減少傾向にあります。また、0～17歳、18～39歳ではほぼ横ばいとなっています。

図表 身体障害者手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合

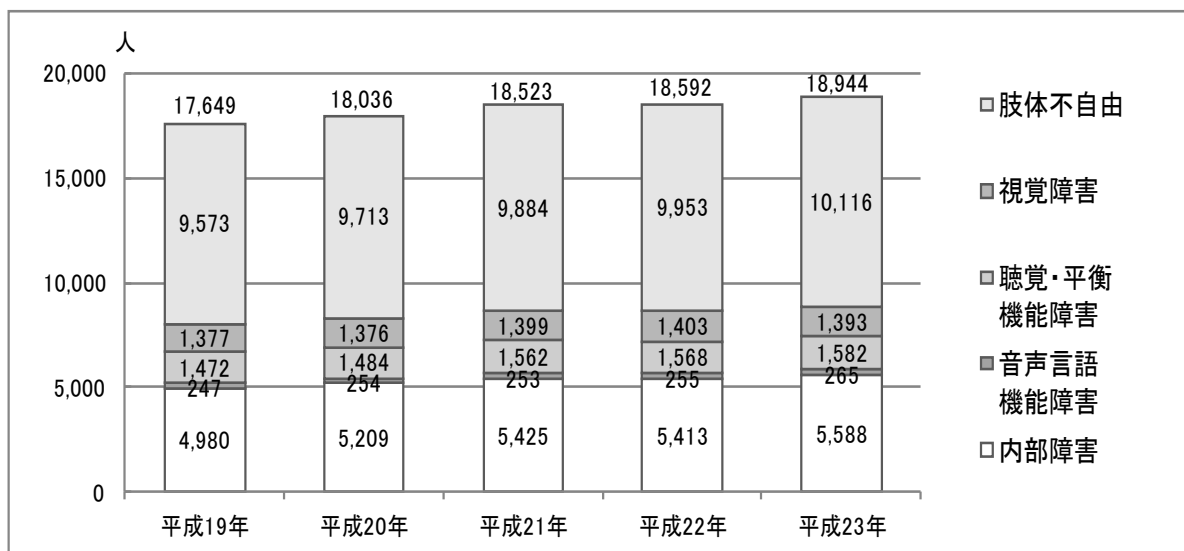


(各年10月1日現在)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～17歳	0.42%	0.42%	0.42%	0.42%	0.44%
18～39歳	0.66%	0.66%	0.67%	0.67%	0.67%
40～64歳	2.59%	2.54%	2.46%	2.45%	2.44%
65歳以上	9.21%	9.24%	9.39%	9.20%	9.30%
計	2.64%	2.68%	2.74%	2.73%	2.79%

障害部位別にみると、すべての部位においておおむね増加傾向となっています。
 障害部位別の構成比をみると、肢体不自由が半数以上を占めており、内部障害が3割程度で、両障害を合わせると全体の8割以上を占めています。

図表 身体障害者手帳所持者（障害部位別）

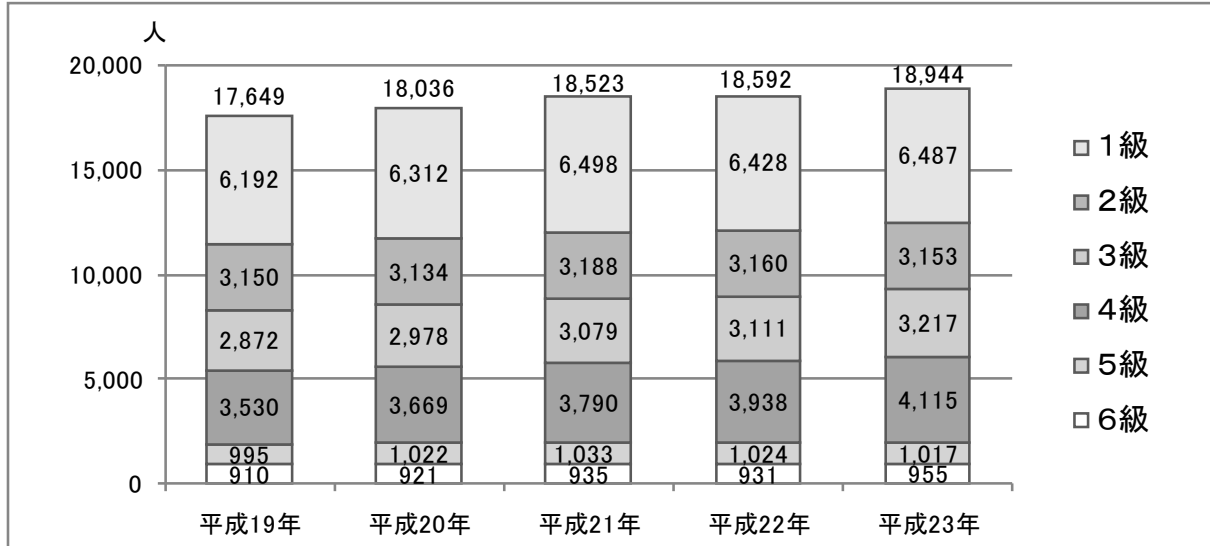


（各年10月1日現在）

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全体	所持者数	17,649	18,036	18,523	18,592	18,944
	対19年比	100.0%	102.2%	105.0%	105.3%	107.3%
肢体不自由	所持者数	9,573	9,713	9,884	9,953	10,116
	対19年比	100.0%	101.5%	103.2%	104.0%	105.7%
	構成比	54.2%	53.9%	53.4%	53.5%	53.4%
視覚障害	所持者数	1,377	1,376	1,399	1,403	1,393
	対19年比	100.0%	99.9%	101.6%	101.9%	101.2%
	構成比	7.8%	7.6%	7.6%	7.5%	7.4%
聴覚・平衡機能障害	所持者数	1,472	1,484	1,562	1,568	1,582
	対19年比	100.0%	100.8%	106.1%	106.5%	107.5%
	構成比	8.3%	8.2%	8.4%	8.4%	8.4%
音声言語機能障害	所持者数	247	254	253	255	265
	対19年比	100.0%	102.8%	102.4%	103.2%	107.3%
	構成比	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%	1.4%
内部障害	所持者数	4,980	5,209	5,425	5,413	5,588
	対19年比	100.0%	104.6%	108.9%	108.7%	112.2%
	構成比	28.2%	28.9%	29.3%	29.1%	29.5%

等級別にみると、3級と4級が他の等級に比べて増加の割合が大きくなっています。等級別の構成比をみると、3級と4級がやや増加傾向にある一方で、1級と2級がやや減少傾向にあります。

図表 身体障害者手帳所持者（等級別）



（各年10月1日現在）

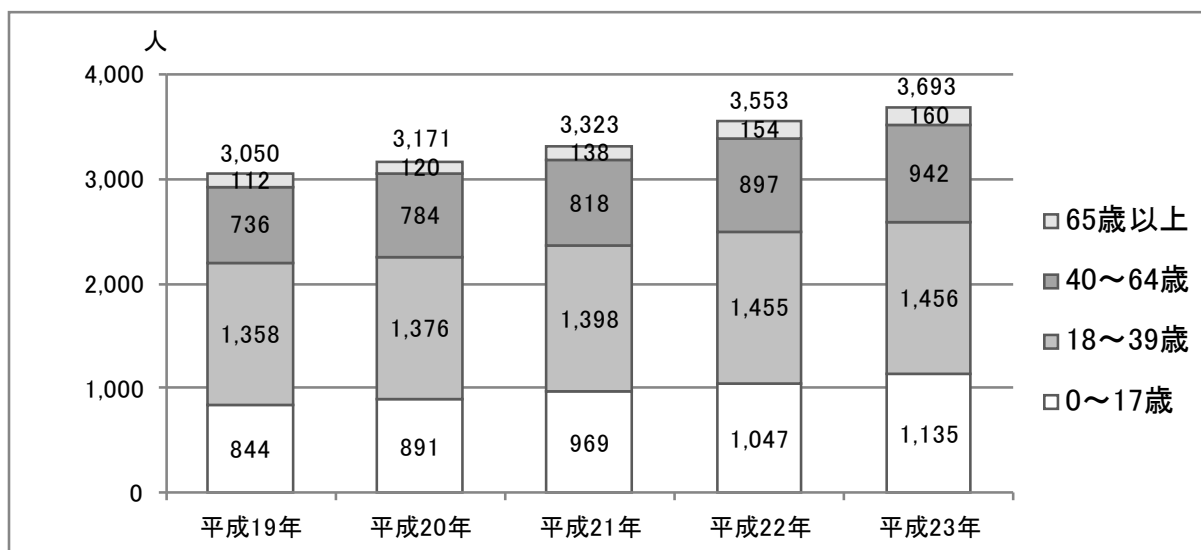
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全体	所持者数	17,649	18,036	18,523	18,592	18,944
	対19年比	100.0%	102.2%	105.0%	105.3%	107.3%
1級 (重度)	所持者数	6,192	6,312	6,498	6,428	6,487
	対19年比	100.0%	101.9%	104.9%	103.8%	104.8%
	構成比	35.1%	35.0%	35.1%	34.6%	34.2%
2級	所持者数	3,150	3,134	3,188	3,160	3,153
	対19年比	100.0%	99.5%	101.2%	100.3%	100.1%
	構成比	17.8%	17.4%	17.2%	17.0%	16.6%
3級	所持者数	2,872	2,978	3,079	3,111	3,217
	対19年比	100.0%	103.7%	107.2%	108.3%	112.0%
	構成比	16.3%	16.5%	16.6%	16.7%	17.0%
4級	所持者数	3,530	3,669	3,790	3,938	4,115
	対19年比	100.0%	103.9%	107.4%	111.6%	116.6%
	構成比	20.0%	20.3%	20.5%	21.2%	21.7%
5級	所持者数	995	1,022	1,033	1,024	1,017
	対19年比	100.0%	102.7%	103.8%	102.9%	102.2%
	構成比	5.6%	5.7%	5.6%	5.5%	5.4%
6級 (軽度)	所持者数	910	921	935	931	955
	対19年比	100.0%	101.2%	102.7%	102.3%	104.9%
	構成比	5.2%	5.1%	5.0%	5.0%	5.0%

(3) 愛の手帳所持者の推移

愛の手帳所持者は、毎年増加しており、平成23年10月1日現在3,693人となっています。

構成比をみると、18～39歳では他の年齢区分に比べて減少傾向にありますが、全体に占める割合は4割と最も多くなっています。

図表 愛の手帳所持者（年齢4区分別）



（各年10月1日現在）

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
実人数	0～17歳	844	891	969	1,047	1,135
	18～39歳	1,358	1,376	1,398	1,455	1,456
	40～64歳	736	784	818	897	942
	65歳以上	112	120	138	154	160
	計	3,050	3,171	3,323	3,553	3,693
構成比	0～17歳	27.7%	28.1%	29.2%	29.5%	30.7%
	18～39歳	44.5%	43.4%	42.1%	41.0%	39.4%
	40～64歳	24.1%	24.7%	24.6%	25.2%	25.5%
	65歳以上	3.7%	3.8%	4.2%	4.3%	4.3%

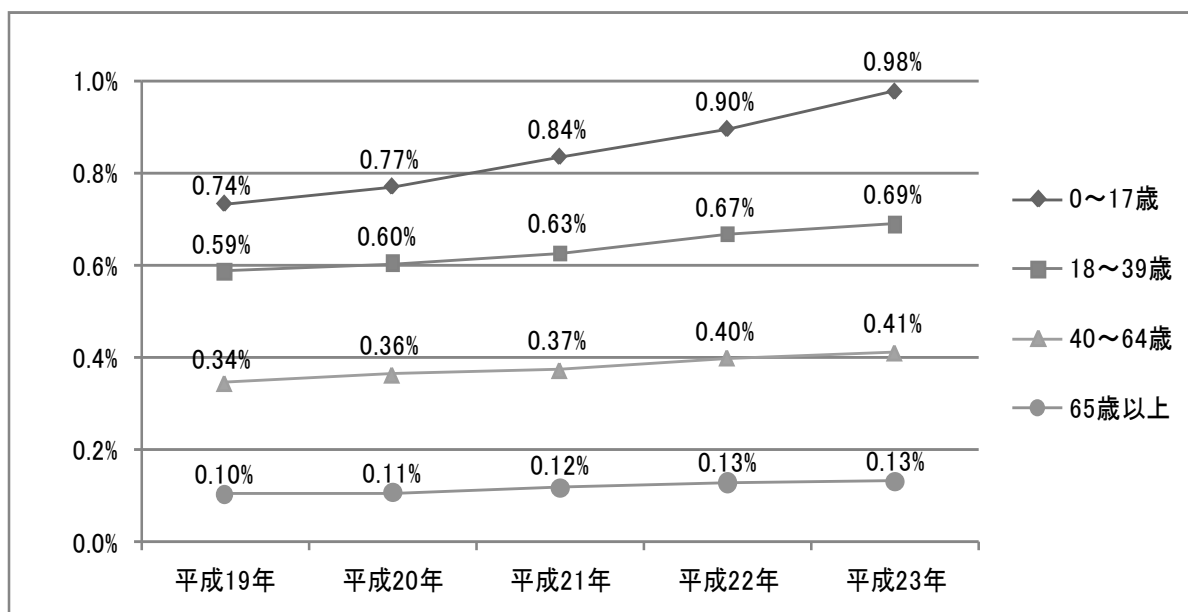
【参考】「愛の手帳（東京都療育手帳）」について

愛の手帳（東京都療育手帳）は、児童相談所または知的障害者更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）において知的障害者であると判定された人に交付されるもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

平成23年10月1日現在の対人口割合をみると、区の総人口に占める割合は0.54%となっています。

対人口割合の年齢4区分をみると、どの年齢区分も増加傾向にあります。特に0～17歳では他の年齢区分に比べて割合が大きく増加しています。

図表 愛の手帳所持者（年齢4区分別）対人口割合



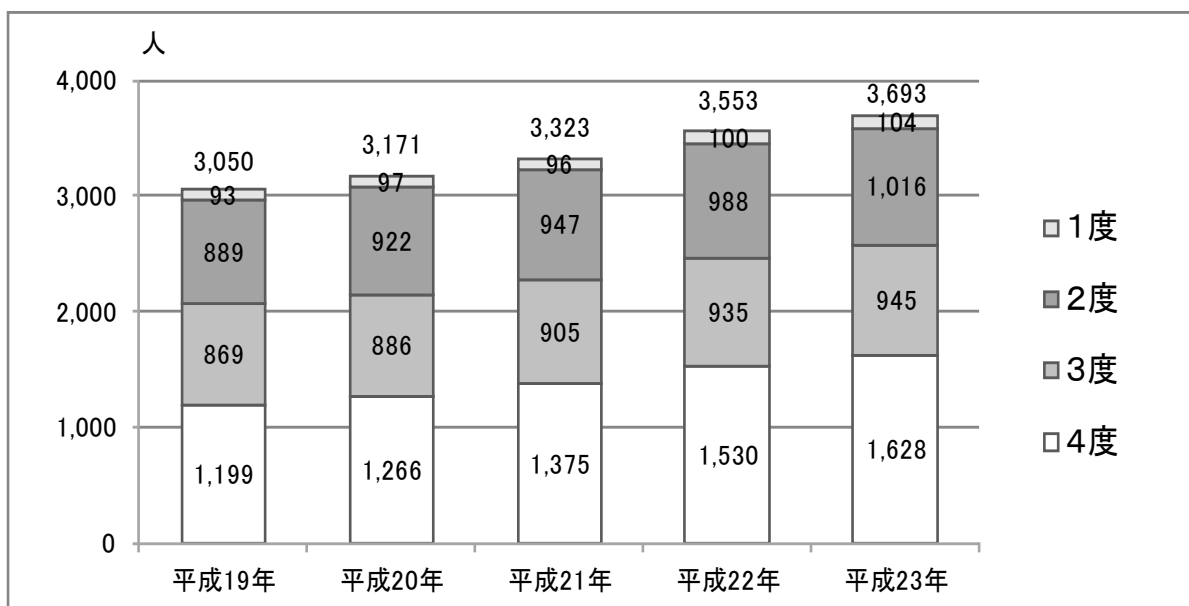
(各年10月1日現在)

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
0～17歳	0.74%	0.77%	0.84%	0.90%	0.98%
18～39歳	0.59%	0.60%	0.63%	0.67%	0.69%
40～64歳	0.34%	0.36%	0.37%	0.40%	0.41%
65歳以上	0.10%	0.11%	0.12%	0.13%	0.13%
計	0.46%	0.47%	0.49%	0.52%	0.54%

等級別にみると、すべての等級において増加傾向となっています。

等級別の構成比をみると、4度（軽度）の割合が増加し、2度（重度）、3度（中度）の割合が減少しています。

図表 愛の手帳所持者（等級別）



（各年10月1日現在）

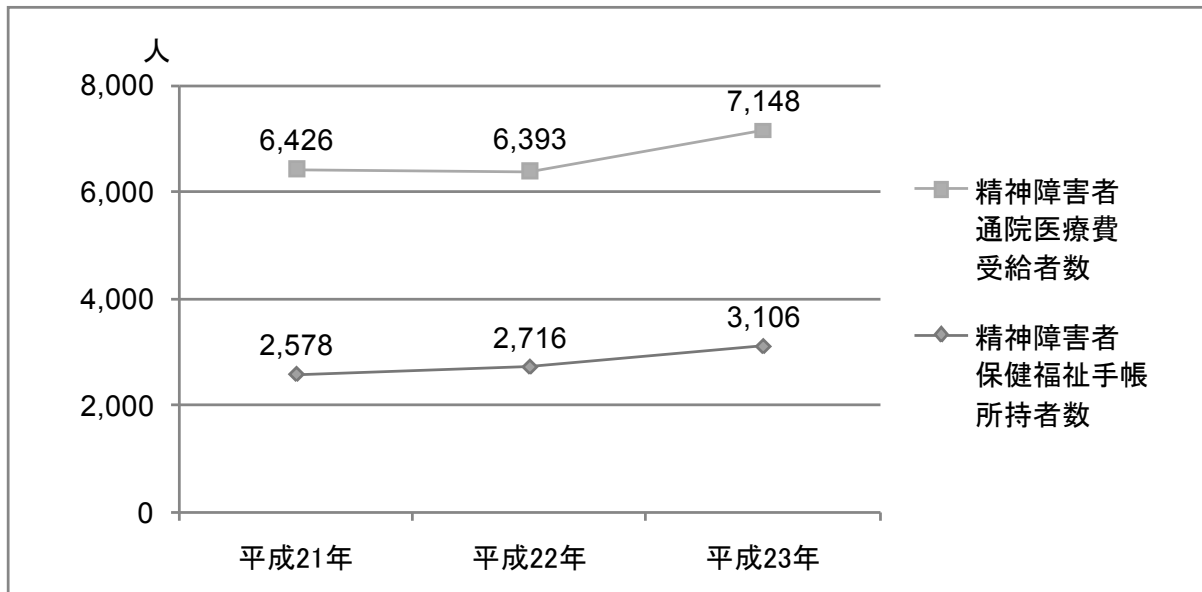
		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
全体	所持者数	3,050	3,171	3,323	3,553	3,693
	対19年比	100.0%	104.0%	109.0%	116.5%	121.1%
1度 （最重度）	所持者数	93	97	96	100	104
	対19年比	100.0%	104.3%	103.2%	107.5%	111.8%
	構成比	3.0%	3.1%	2.9%	2.8%	2.8%
2度 （重度）	所持者数	889	922	947	988	1,016
	対19年比	100.0%	103.7%	106.5%	111.1%	114.3%
	構成比	29.1%	29.1%	28.5%	27.8%	27.5%
3度 （中度）	所持者数	869	886	905	935	945
	対19年比	100.0%	102.0%	104.1%	107.6%	108.7%
	構成比	28.5%	27.9%	27.2%	26.3%	25.6%
4度 （軽度）	所持者数	1,199	1,266	1,375	1,530	1,628
	対19年比	100.0%	105.6%	114.7%	127.6%	135.8%
	構成比	39.3%	39.9%	41.4%	43.1%	44.1%

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者等の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、毎年増加しています。平成23年10月1日現在3,106人で、区の総人口に占める割合は0.46%となっています。

精神障害者通院医療費受給者の推移をみると、平成21年から平成22年にかけてやや減少しましたが、平成23年には大きく増加しています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者及び精神障害者通院医療費受給者



(各年10月1日現在)

	平成21年	平成22年	平成23年
精神障害者保健福祉手帳所持者数	2,578	2,716	3,106
精神障害者通院医療費受給者数	6,426	6,393	7,148

【参考】「精神障害者保健福祉手帳」、「精神障害者通院医療費受給者」について

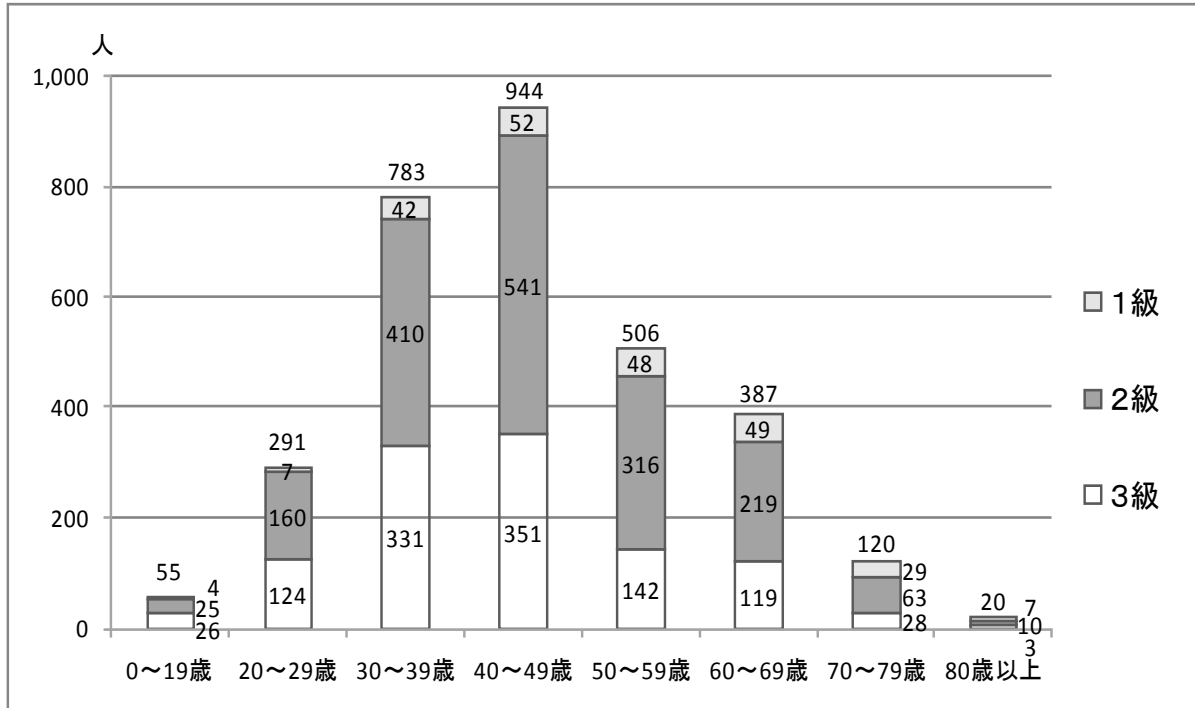
精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付されます。障害の程度により、1級（重度）から3級（軽度）までの区分があります。手帳を取得することにより、障害の種別と程度に応じたサービスを利用できるようになります。

精神障害者通院医療費受給者とは、自立支援医療制度による「精神障害者医療費受給者証」の交付を受けている人です。これは精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にある人の、通院医療費の負担軽減を図るものです。

平成23年10月1日現在の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢別にみると、30～39歳・40～49歳で全体の半数を占めています。

等級別にみると、2級が最も多く、全体の半数を占めています。

図表 精神障害者保健福祉手帳所持者（年齢・等級別）



（平成23年10月1日現在）

		0～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳以上	計
実人数	1級	4	7	42	52	48	49	29	7	238
	2級	25	160	410	541	316	219	63	10	1,744
	3級	26	124	331	351	142	119	28	3	1,124
	合計	55	291	783	944	506	387	120	20	3,106
構成比	1級	7.3%	2.4%	5.4%	5.5%	9.5%	12.7%	24.2%	35.0%	7.7%
	2級	45.5%	55.0%	52.4%	57.3%	62.5%	56.6%	52.5%	50.0%	56.1%
	3級	47.3%	42.6%	42.3%	37.2%	28.1%	30.7%	23.3%	15.0%	36.2%

(5) 障害程度区分認定者の推移

障害程度区分の認定者数は、毎年増加しています。

障害別にみると、平成19年までは身体障害者が最も多くなっていましたが、平成20年からは知的障害者が最も多くなっています。また、精神障害者は他の障害者に比べると少ないものの、増加率が大変高くなっています。

図表 障害程度区分認定者

(各年10月1日現在)

		平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
身体障害者	区分1	116	148	135	138	155
	区分2	163	197	198	198	243
	区分3	87	99	102	106	128
	区分4	39	49	43	57	72
	区分5	54	67	81	81	102
	区分6	136	151	166	211	230
	計	595	711	725	791	930
知的障害者	区分1	56	74	62	63	70
	区分2	141	211	208	242	263
	区分3	155	203	229	249	262
	区分4	113	157	187	214	246
	区分5	68	79	95	124	175
	区分6	34	46	60	106	159
	計	567	770	841	998	1,175
精神障害者	区分1	17	37	43	68	101
	区分2	15	31	44	79	107
	区分3	6	10	15	21	35
	区分4	1	1	2	2	4
	区分5	1	2	2	1	1
	区分6	1	1	0	1	1
	計	41	82	106	172	249
合計	1,203	1,563	1,672	1,961	2,354	

【参考】「障害程度区分」について

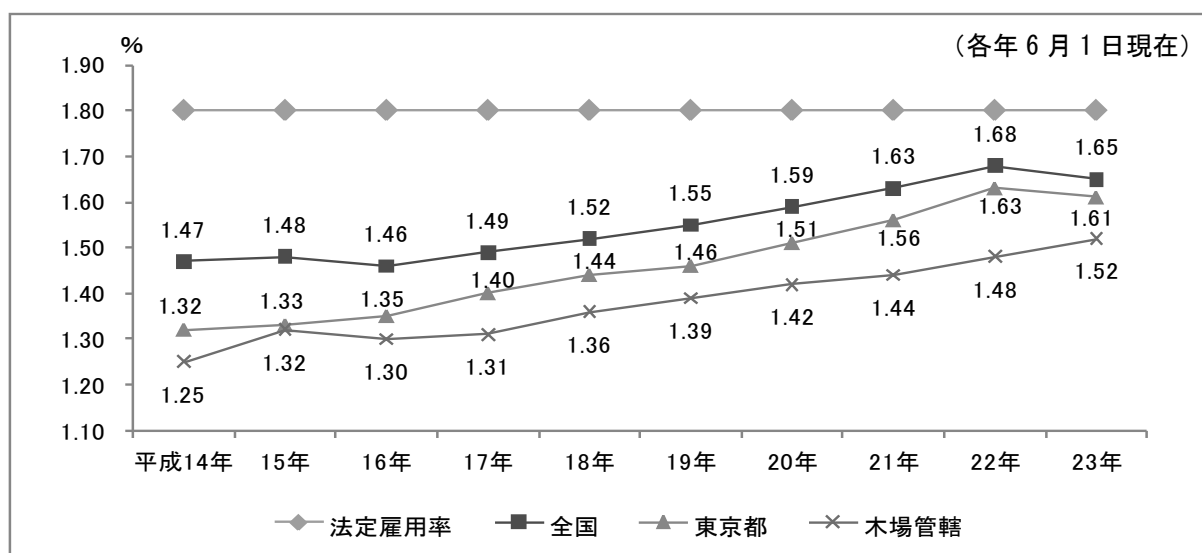
障害者自立支援法の障害福祉サービスを利用する際には、障害のある人の心身の状態を総合的に表す「障害程度区分」の認定を行う必要があります。サービス利用を希望する障害のある人が区に申請を行うと、区は面接調査や審査会での総合的な判定に基づき、区分認定を行います。障害程度区分は、区分1(軽度)から区分6(最重度)に分類されます。この結果によって、サービス利用の給付要件などが決まります。

3 障害者の実雇用率の推移

ハローワーク木場管轄（江戸川区及び江東区）での平成14年以降の実雇用率の推移をみると、おおむね増加傾向となっています。平成15年から平成16年にかけて実雇用率が減少しましたが、その後は毎年増加が続き、平成23年には1.52%となっています。しかし、全国及び東京都と比較すると木場管轄の実雇用率は常に下回っており、平成23年では、全国との差が0.13ポイント、東京都との差が0.09ポイントとなっています。

なお、全国、東京都、木場管轄のいずれにおいても、平成23年時点では、法定雇用率の1.8%には達していません。

図表 障害者の実雇用率の推移（民間企業）



出典：ハローワーク木場資料より江戸川区作成

※ 平成22年7月に制度改正（短時間労働者の算入、除外率の引き下げ等）があったため、平成23年とそれ以前の数値を単純に比較することは適当ではない状況です。

【参考】「法定雇用率」について

障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）により、民間企業、国、地方公共団体に対して、障害者雇用促進法に定める法定雇用率に相当する数以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することが義務付けられています。（平成18年4月より精神障害者も算定対象となっています。）

	法定雇用率
民間企業（常用労働者数56人以上規模）	1.8%
特殊法人（常用労働者数48人以上規模）	2.1%
国、地方公共団体	2.1%
都道府県等の教育委員会	2.0%

4 障害者福祉の課題

これまで見てきたように、本区では障害者手帳所持者は年々増加しています。今後、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていく上で、主な課題として以下のようなものがあります。

○ サービス提供の基盤整備

障害のある人が今後も増加することが想定され、制度も改正される中で、サービス提供の基盤整備をさらに進めていくことが求められています。

○ 障害のある人や介護する家族の高齢化

障害のある人や介護する家族の高齢化に伴い、親亡き後の問題をはじめとした不安や悩みが大きくなることから、多様なサポートの仕組みが必要です。

○ 障害への理解促進

障害のある人が地域の中で安心して社会生活を送るためには、障害に対する正しい知識の習得やボランティア活動による支えあいの意識を育むことが重要です。

○ 安心して住める居住の場の充実

安心・安全で快適な生活が送れるよう、グループホームなどの住まいの確保や、住まいのバリアフリー化が必要です。

○ 就労支援

障害のある人が地域で自立した生活を送るための就労支援が求められています。

○ 虐待防止のための体制整備

障害のある人への虐待防止、養護者への支援のため、通報窓口や相談窓口の体制整備が必要です。

○ 相談支援体制の整備

障害のある人が求めているサービスは、障害種別や程度、年齢・性別等によっても異なります。個別ニーズに対応できる相談支援の充実が必要です。

○ 発達障害者（児）の早期発見から早期の発達支援へつなぐための連携

発達障害者（児）の早期発見・早期の発達支援が重要視されるなか、医療・福祉・教育及び就労などの関連する部署が連携するとともに、関係機関とのネットワークによる支援が求められています。

○ バリアフリー化の一層の推進

視覚障害者誘導用ブロックの改修や、横断歩道内に視覚障害者誘導用のエスコートゾーンを設置するなど、障害のある人が移動しやすい道路環境の整備や公共施設のバリアフリー化を一層進める必要があります。

第3章 障害者施策推進の基本的な考え方

1 障害者施策推進の基本理念

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

- 日本国憲法第13条では、「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と規定しています。
- 社会福祉法第3条では、福祉サービスの基本的理念として、「福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。」とあります。
- 改正障害者基本法第3条では、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は、基本的人権を享有する個人として、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次の事項を旨として図られなければならないと明記しています。
 - ・ 障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること
 - ・ 障害者は、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
 - ・ 障害者は、言語その他の意思疎通手段の選択の機会が確保されるとともに、情報の取得・利用手段の選択の機会の拡大が図られること

これらの考え方は、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、そして、障害者自立支援法のほか発達障害者支援法にも活かされています。

また、従来から国の障害者プラン（障害者基本計画）では、「リハビリテーション」と「ノーマライゼーション」が謳われてきました。近年では、障害のある人が自立して普通に暮らせるまちづくり、地域に住む人が、障害の有無、老若男女を問わず、自然に交わり、支えあうまちづくりをめざして、障害のある人もない人も共に生きる社会づくりを区民、地域、行政が一体となって推進していくことが求められています。

江戸川区長期計画「えどがわ新世紀デザイン～共育 協働 安心への道～」では、理念として、「1 自立した個人、2 つながりと信頼、3 地球人としての発想」を掲げています。その中で「人と人が信頼しあい支えあう」ということが何より大切であり、自らの幸せを求めるだけでなく、他者を思いやり、その幸せを願うとともに、お互いの個性を尊重し、活かすという気持ちがこれまで以上に大切であるとしています。この理念のもとに、将来都市像を「創造性豊かな文化はぐくむ 水辺と緑かがやく 安心と活力ある 生きる喜びを実感できる都市」と定めています。さらに、その実現のために、基本目標を次のように定めています。

- 1 人間性豊かに 未来を担う人が育つ はつらつとしたまち
- 2 学びと協働で 区民文化はぐくむ ふれあいのまち
- 3 すこやかに 安心して暮らせ 生涯活躍できる いきいきとしたまち
- 4 自然豊かな 地球環境にやさしい やすらぎのまち
- 5 都市と産業が共存共栄する 活力に満ちた にぎわいのあるまち
- 6 楽しい暮らしを支え 安全 快適で 美しい魅力あふれる うるおいのまち

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

< 基本理念 >

○「自立」

障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

○「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

○「社会参加」

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。

2 障害者施策推進の基本目標

障害のある人にとって、必要なサービスを利用しながら、住みたい地域の中で自立した生活ができることが大切です。障害のある人が安心していきいきと暮らせるように、地域社会全体でその生活を支えるとともに、福祉のまちづくりに努めていきます。障害者計画では、基本理念を踏まえ、以下の3点を障害者施策推進の基本目標とします。

○ 生活支援の充実

障害のある人が地域において、必要かつ適切なサービスを利用することにより、生活の質を高めつつ自立した日常生活を営むとともに、生きがいを持って、地域社会で活動することができるよう、相談支援体制の構築やさまざまな障害の特性に配慮した在宅サービス、施設サービスを整備促進します。

○ 理解促進

子どもの頃から福祉や障害のある人への関心を高めていくとともに、区民全員のボランティア意識の醸成を図り、障害のある人についての理解を促進していきます。これにより、地域での福祉ネットワークの形成や、ノーマライゼーションの理念の実現をめざします。

○ やさしいまちづくり

障害のある人に限らず、すべての人が移動しやすいまちづくり、使いやすい施設づくりをめざします。これにより、障害のある人がさまざまな活動に取り組むとともに、地域社会に貢献できるようにしていきます。

3 障害者施策推進の基本的視点

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、社会全体で支えていくことが大切です。このために、区民誰もが障害に対する理解を深め、障害のある人が活動の場を広げ、お互いが助けあい、支えあう、ともに生きる福祉のまちづくりを進める必要があります。

○「生活支援の充実」のために

利用者が自らの選択により、適切にサービスを利用できるよう、さまざまな情報を利用者本位の視点で提供し、相談に応じられる体制と、一人ひとりの権利を守ることにより、安心して暮らしていける体制を構築していく必要があります。

また、障害のある人一人ひとりのニーズに対応した、適切な支援を実施するため、保健・医療の充実、施設を利用したサービス、居住の場などが適切に提供されるようサービス提供基盤の充実を図る必要があります。

あわせて、就学・就労の支援や年金や手当等のさまざまな制度の活用により、経済的に自立できるよう支援していく必要があります。

これらを実現していくためには、安定的な財源の確保が必要となります。

○「理解促進」のために

障害のある人とその家族が、地域において生活の質を高めつつ自立した生活を送れるようにするためには、障害や障害のある人に対して「特別な人ではない」、「特別な社会ではない」というノーマライゼーションの理解を一層深めていく必要があります。

そのため、さまざまな機会を通じて、障害や障害のある人を理解するための啓発・広報活動を推進し、障害のある人自身も協力して、触れあう機会をつくっていく必要があります。

○「やさしいまちづくり」のために

障害の有無にかかわらず、誰もがその能力を最大限発揮しながら、安全に安心して生活できるよう、建物、移動、情報等にわたり、バリアフリー化をさらに推進していく必要があります。

また、ユニバーサルデザインの観点から、すべての人にとって生活しやすいまちづくりを推進していく必要があります。

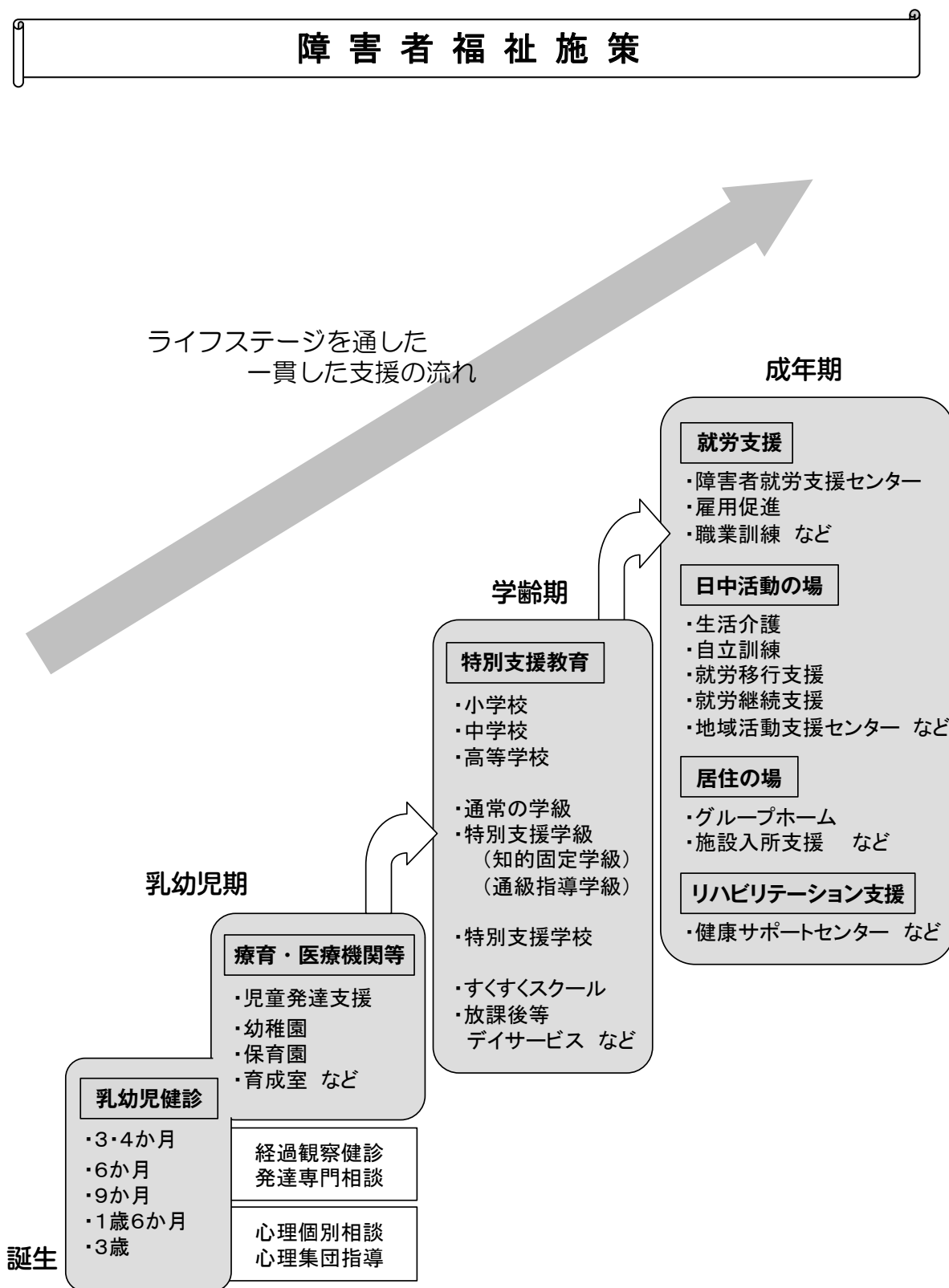
以上のことから、次のような障害者施策の体系を定めるものとします。

4 施策の体系

大項目		中項目	
1	情報提供、相談支援、 権利擁護の充実 [生活支援の充実]	(1)	情報提供・コミュニケーション支援体制の充実
		(2)	相談支援の充実
		(3)	権利擁護体制・成年後見制度の充実
2	サービス提供基盤の充実 [生活支援の充実]	(1)	障害者手帳の交付
		(2)	居住支援の充実
		(3)	居宅でのサービスの充実
		(4)	施設を利用したサービスの充実
		(5)	介護家族の支援
		(6)	補装具・日常生活用具の利用の推進
		(7)	経済的自立の支援
3	保健・医療の充実 [生活支援の充実]	(1)	障害の原因となる疾病等の予防・早期発見
		(2)	保健・医療サービスの充実
4	育成・教育の推進 [生活支援の充実]	(1)	療育・保育・特別支援教育の推進
5	雇用・就業の推進 [生活支援の充実]	(1)	就労支援の推進
		(2)	雇用の場の拡大
6	区民の理解、交流、 社会参加の推進 [理解促進]	(1)	障害者理解の促進
		(2)	ボランティアの養成・活動の促進
		(3)	生涯学習・スポーツ文化振興の推進
7	生活環境の整備 [やさしいまちづくり]	(1)	移動の円滑化支援
		(2)	バリアフリー化等の推進
		(3)	防災対策の推進

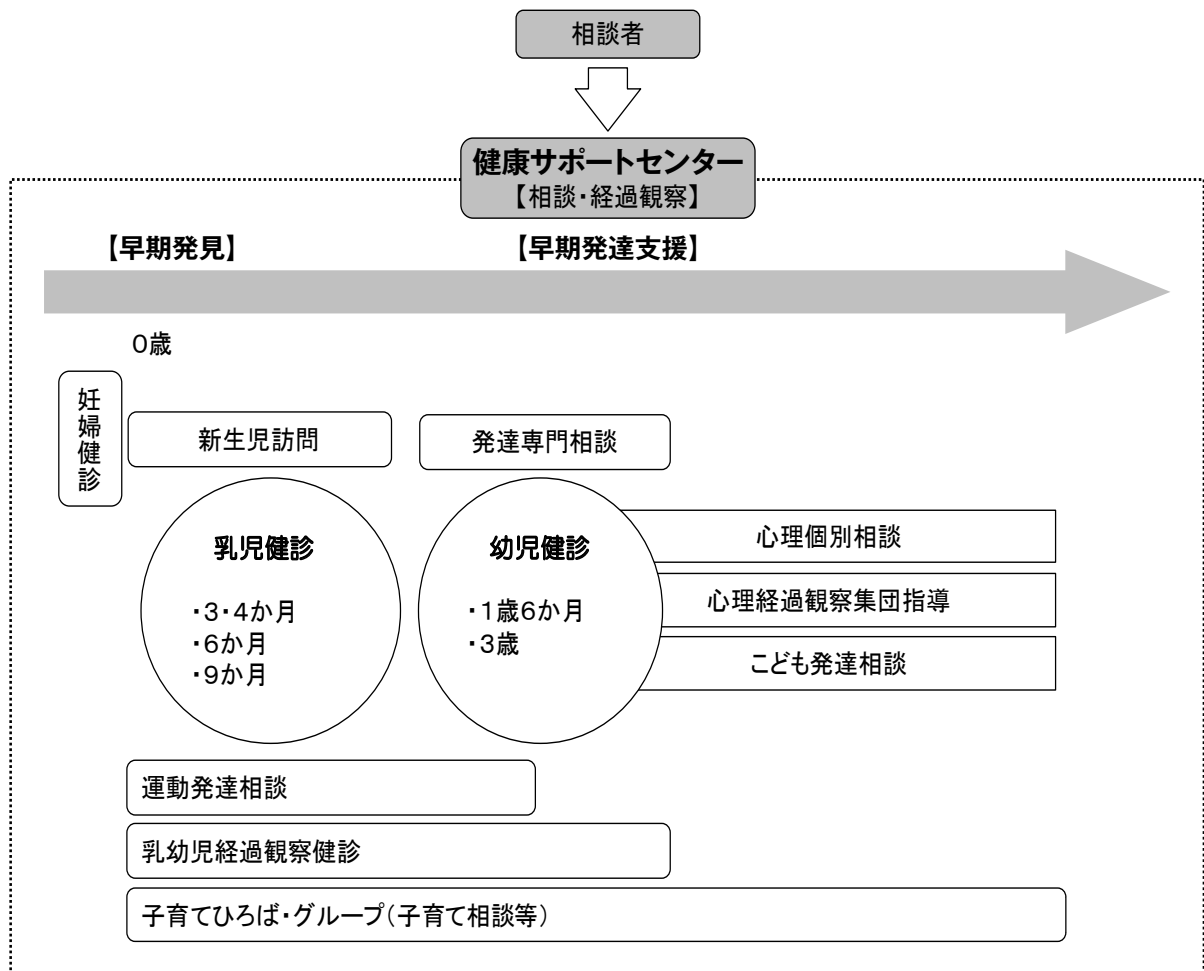
5 ライフステージ別の取組み

(1) ライフステージ別の取組み（体系図）



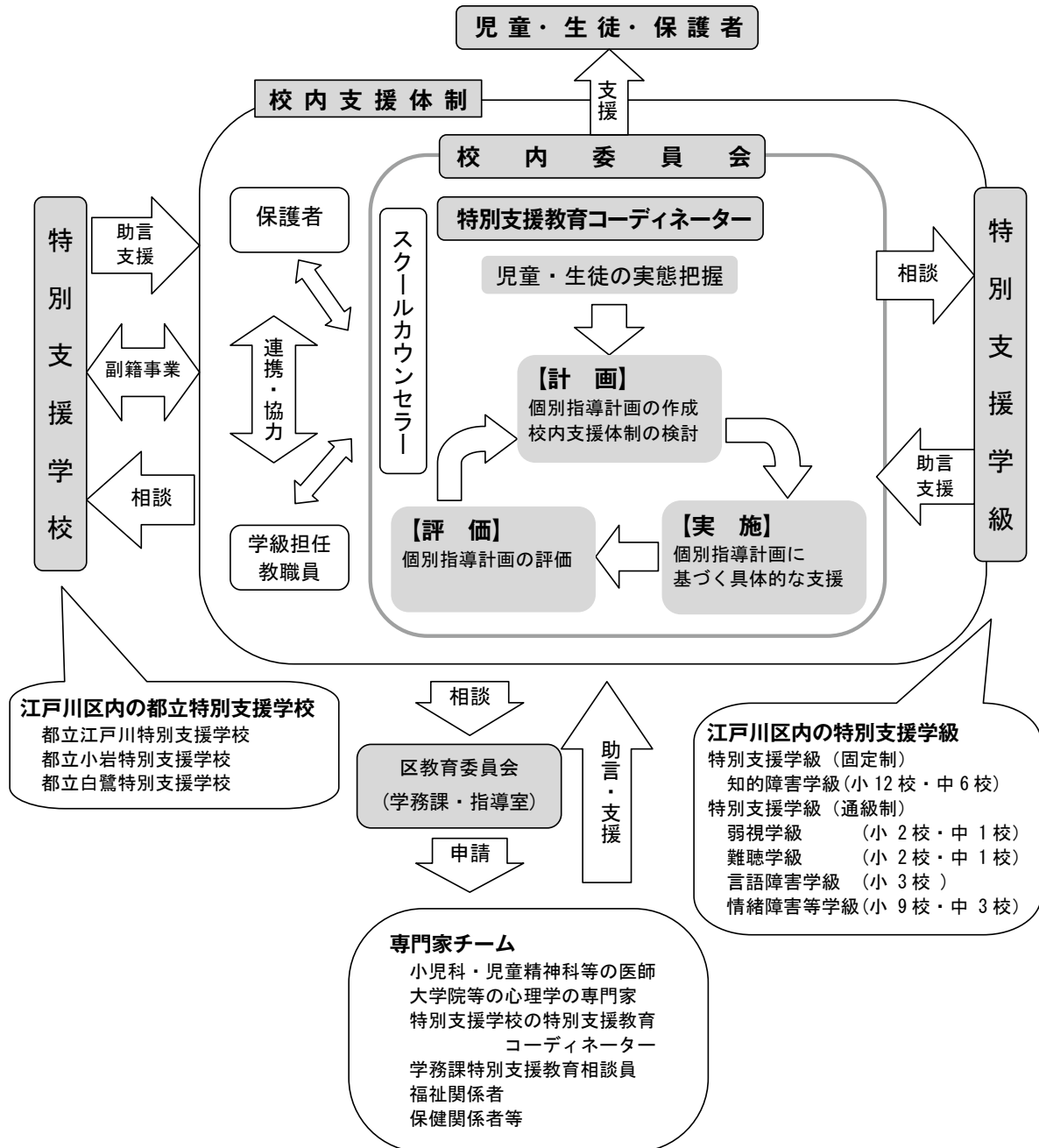
(2) 乳幼児期の取組み

障害児の早期発見と対応



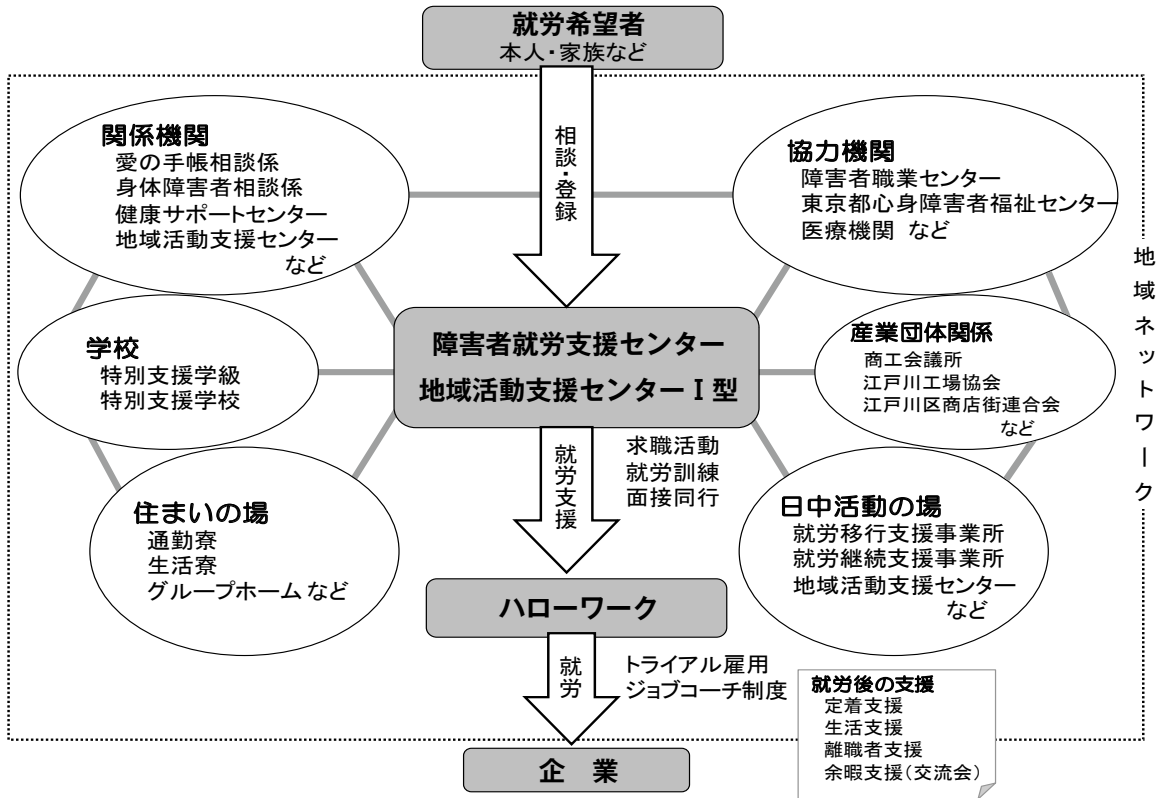
(3) 学齢期の取組み

江戸川区の特別支援教育

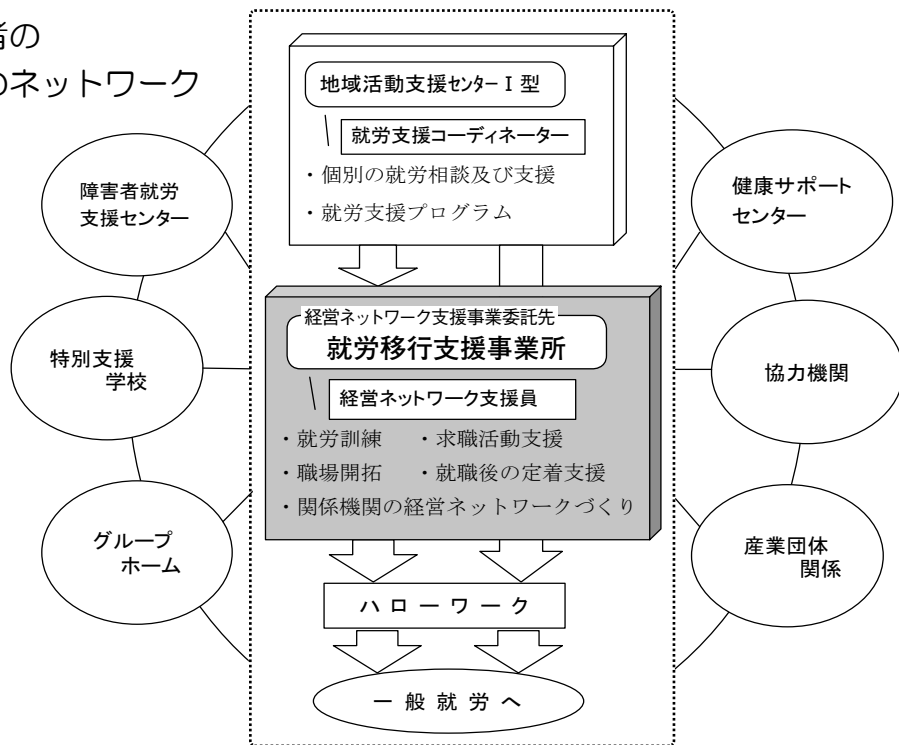


(4) 成年期の取組み

障害者就労支援



精神障害者の 就労支援のネットワーク



6 発達障害者（児）及び高次脳機能障害者への取組み

(1) 発達障害者（児）への取組み

① 「発達障害者支援法」の成立

平成 17 年 4 月に発達障害者支援法が施行され、発達障害者の心理機能の適切な発達及び円滑な社会生活の促進のため、発達障害者（児）を早期に発見、支援を行うことが国及び地方公共団体の責務として明らかにされました。

同時に、発達障害が定義され、社会的な制度の狭間におかれてきた知的障害を伴わない発達障害者（児）についても支援の対象として位置づけられました。

② 特別な教育的支援を必要とする児童・生徒数

文部科学省が平成 14 年に実施した調査では、小・中学校の通常の学級に在籍している児童・生徒のうち、学習障害等により学習や生活面で特別な支援を要する児童・生徒が 6.3%程度の割合で存在する可能性が示されています。

東京都教育委員会が平成 15 年 7 月から 9 月にかけて実施した調査では、知的に遅れはないが学習面や行動面で著しい困難を示す児童・生徒の割合が 4.4%と示されています。

江戸川区教育委員会が平成 18 年 12 月に区内全小・中学校を対象に行った実態調査の結果を分析すると、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（AD/HD）、高機能自閉症等により通常の学級内で支援を要する児童・生徒の出現率は、小・中学校とも 1.3%となっています。

③ 発達障害者（児）への支援

発達障害者（児）への支援には、早期発見、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労支援、地域での生活支援、権利擁護及び家族支援など、ライフステージにおける一貫した支援が行われることが求められています。

さらに、医療・福祉・教育及び就労などの関連する部署が連携するとともに、関係機関とのネットワークによる支援が必要です。

④ 東京都での取組み

東京都では、自閉症などの発達障害の人とその家族が安心した暮らしを営むことができるよう、総合的支援を行う地域の拠点として、平成 15 年 1 月に「東京都発達障害者支援センター」（通称：トスカ）を開設し、現在、専門機関として位置づけられています。

⑤ 江戸川区での取組み

区では、これまで乳幼児健診などにおける早期発見体制の整備、各相談体制の拡充、関係職員及び教員への研修体制の充実など各部署において対応してきました。

近年の発達障害の支援ニーズの高まりを受け、平成23年4月、区各部署及び関係機関との連携や周知啓発事業を実施するために、福祉部障害者福祉課に「発達障害調整係」を設置しました。今後、下記の取組みを実施していきます。

(ア) 連携を図るための組織の設置

関係部署や機関との連携を図るため、福祉部に発達障害調整係を設置し、あわせて外部関係機関との連携を図るための「発達障害支援会議」と「発達障害庁内連絡調整会議」を立ち上げました。

今後、より一層の支援がなされるよう取り組んでいきます。

(イ) 早期発見、早期の発達支援に向けた取組み

乳幼児健診など、早期発見の体制を充実させます。特に子どもの成長が著しい発達段階では早期発見に力を入れ、相談などの発達支援につながりやすい体制を整備します。さらに、幼稚園や保育園、学校などの対応力を向上させるため、保育士や教員が段階的に受講できるような研修プログラムを実施します。

(ウ) 支援がつながる仕組み

一人ひとりのライフステージにあわせた支援が途切れないよう、情報を共有できる仕組みをつくります。

また、各機関の連携をより深めるため、発達障害支援コーディネーターを養成し、巡回相談の拡充とあわせて、ネットワークの良い支援を行います。

(エ) 相談体制の強化

相談窓口を明確にし、支援の必要性などを迅速に判断し、専門機関への紹介及び家庭での療育指導などをすみやかにを行います。

さらに、思春期から成人期にかけて発症しやすい精神疾患やニート、引きこもりなどを防ぐため、社会参加の適応力を高めるためのプログラムの検討や、居場所づくりの充実を図ります。

(オ) 区民への啓発活動の充実

地域の発信源の核となる、民生・児童委員、ファミリーヘルス推進員、ファミリーサポート会員、小・中学校PTA、ボランティアの人々などに向けた啓発活動からはじめ、徐々に区民全体への浸透を促進させます。

あわせて、保護者が身近な場で専門的な知識を習得できる機会を充実させます。

(カ) (仮)「発達障害者(児)支援センター」の設置

相談、発達支援、啓発、人材育成、関係機関との連携及び支援等の中核的な役割を担う機関として、(仮)「発達障害者(児)支援センター」を設置します。

(2) 高次脳機能障害者への取組み

① 高次脳機能障害とは

高次脳機能障害とは、病気や交通事故などのさまざまな原因で脳が部分的に損傷を受けたために生ずる、言語や記憶などの認知機能や精神機能の障害を指します。新しいことが覚えられない、注意力や集中力の低下、感情や行動の抑制がきかなくなるなどの精神・心理的な症状が出現し、周囲の状況にあった適切な行動が選べなくなり、生活に支障をきたすようになります。

② 高次脳機能障害者数

東京都高次脳機能障害者実態調査検討委員会が平成 20 年 3 月にまとめた「高次脳機能障害者実態調査報告書」によれば、高次脳機能障害者数は、年間発生数 3,010 人、都内障害者数 49,508 人、原因疾患としては、脳血管疾患が 8 割、事故後遺症 1 割と推計されています。これを、人口按分により、江戸川区の状況を推計してみると、年間発生数 150 人、区内障害者数 2,475 人となります。また、原因疾患は、東京都調査とほぼ同じと推計されます。

③ 高次脳機能障害者への支援

平成 18 年 4 月に障害者自立支援法が施行され、障害のある人が地域で自立した日常生活や社会生活を営むことを支援する地域生活支援事業について、都道府県は専門性の高い相談支援事業や広域的な対応が必要な事業を実施するものとされました。

④ 東京都での取組み

東京都では、特に専門性の高い相談支援事業の一つである「高次脳機能障害支援普及事業」について、東京都心身障害者福祉センターを支援拠点機関に定め、平成 18 年 11 月から同事業を実施しています。

⑤ 江戸川区での取組み

区では、平成 19 年度から、高次脳機能障害のある人を対象とした講演会を開催するとともに、「家族のつどい」を隔月に開催し、実態の把握と情報の共有を図ってきました。

さらに、平成 21 年度から、高次脳機能障害者とその家族の支援及び関係機関の連携強化を目的として高次脳機能障害者支援の委託事業を開始しました。

【内 容】

- ・ 医師による専門相談会の開催
- ・ 言語聴覚士のグループ訓練の実施
- ・ 家族及び当事者の集いの開催
- ・ 関係機関相互の連携強化のためのネットワーク会議の開催
- ・ 随時相談
- ・ 区民等を対象とした障害の理解促進を図る講演会の開催

第4章 施策の方向性と主な事業展開

1 情報提供、相談支援、権利擁護の充実

障害のある人一人ひとりの能力を引き出し、自立・社会参加を支援するため、障害特性に対応した情報提供の充実を図るとともに、相談体制を充実します。また、成年後見制度などの利用の拡大、普及を図ることにより、障害のある人の権利を守り、地域での生活を支えていきます。

(1) 情報提供・コミュニケーション支援体制の充実

障害のある人に必要な情報が行きわたるよう、区の発行する広報紙等のデイジーCD・カセットテープ版の発行や、区ホームページが不自由なく利用できるような工夫していきます。

また、聴覚、言語機能、音声機能などの障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

主な事業展開

事業名	事業内容
声のたより	区のお知らせ・インタビュー等を収録したCD・カセットテープを毎月発行します。
声の広報	「広報えどがわ」「区議会だより」のすべての内容を収録したデイジーCD・カセットテープを毎月発行します。
点字広報	区のお知らせを中心とした制度・事業等を紹介する点字広報を毎月発行します。
公式ホームページ	視力の弱い人や色の識別が苦手な人、日本語を読むのが苦手な人が快適に閲覧するためのアクセシビリティ・サポートツール(音声読み上げ、文字の拡大、背景色と文字色の変更等)を導入しています。
声の便利帳	くらしの便利帳を収録したデイジーCD・カセットテープを発行します。
えどがわ区民ニュース	字幕の入った広報ビデオ「えどがわ区民ニュース」を毎月制作し、区役所・各事務所ロビー等や区内ケーブルテレビで放映します。また、区役所、図書館でDVD・VHSを貸し出します。
手話通訳者派遣	聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために手話通訳者を派遣します。
手話通訳者の配置	区役所本庁舎において、定期的に手話通訳者を配置します。

手話通訳者緊急派遣	聴覚障害者が救急車で医療機関に搬送された際に、要望により手話通訳者を当該医療機関に派遣します。
要約筆記者派遣	聴覚・言語障害者が、通院、区役所の手続きなどの場面で健聴者との意思疎通を図り、情報を正確に提供するために要約筆記者を派遣します。

(2) 相談支援の充実

障害のある人及びその家族が、身近な場所で、いつでも気軽に相談できるように、相談体制の充実を図ります。

また、相談支援事業を適切に実施するにあたり、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進します。

主な事業展開

事業名	事業内容
障害者相談支援	障害者及び障害児の保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言及び障害福祉サービスの利用支援等を、障害者福祉課などの窓口で行います。
自立生活支援センター	利用者及び家族等の状況をよく理解し、親切な対応、理解しやすい説明等に努め、障害のある人の自立支援に関わる情報の収集、整理を適切に行います。また、各種研修への参加等を通じて、生活支援技術の向上に努め、在宅福祉サービスの利用援助・社会資源を活用するための支援・社会生活力を高めるための支援・ピアカウンセリング・専門機関の紹介等を行います。
心身障害者相談員	障害者及び障害児の保護者の身近な地域の相談者として、相談、助言、支援を行います。
こころの健康相談	こころの病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。
閉居訪問	精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。
リハビリ相談	リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては、家庭に赴いて対応します。
発達専門相談	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。

高次脳機能障害者支援	高次脳機能障害についての当事者・家族からの相談に医師等の専門スタッフが応じ、リハビリ訓練や家族の集いなども実施します。
就学相談	心や身体等に発達の違いや不安があるお子さんについて就学相談を行います。子どもの立場にたつて、一人ひとりのライフステージを見通し、どのような教育を受けるのが適正か、きめ細かく相談に応じます。
地域自立支援協議会の開催	障害者福祉に関する現状や課題の認識の共有化を図るため、定期的に協議会を開催します。

(3) 権利擁護体制・成年後見制度の充実

社会福祉協議会の安心生活センターを権利擁護の中心的な機関として位置づけ、判断能力に不安を持つ障害のある人などが安心して福祉サービスの利用、資産管理等を行えるように、権利擁護の仕組みを充実強化していきます。また、障害者虐待防止法の成立を受け、障害者虐待の予防や早期発見に対する取組みを強化します。

主な事業展開

事業名	事業内容
安心生活サポート (地域福祉権利擁護事業)	判断能力が十分でない人が地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。 ・福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助 ・日常的な金銭管理の援助、通帳・権利書など重要書類の預かり
成年後見制度利用支援	社会福祉協議会が実施している知的障害者又は精神障害者に対する成年後見制度利用支援事業の充実を図ります。

2 サービス提供基盤の充実

利用者本位の考え方に立って、障害のある人一人ひとりの多様なニーズに対応するため、住まいの場に対する支援のほか、居宅でのサービスや施設を利用したサービスを充実し、あわせて介護する家族を支えています。また、地域で自立した生活が送れるよう、年金や手当等の支給のほか、各種の費用を助成します。

(1) 障害者手帳の交付

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた人に交付するもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

愛の手帳（東京都療育手帳）は、児童相談所または知的障害者更生相談所（東京都心身障害者福祉センター）において知的障害者であると判定された人に交付するもので、各種の福祉サービスを受けるために必要となるものです。

精神障害者保健福祉手帳は、精神障害のため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人を対象として、一定の精神障害の状態にあることを証明する手段として交付します。

主な事業展開

事業名	事業内容
身体障害者手帳の交付	身体に障害（視覚障害、聴覚障害、平衡機能障害、音声機能・言語機能・そしゃく機能障害、肢体不自由、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害）のある人が各種の福祉サービスを受けるために必要な身体障害者手帳を交付します。
愛の手帳（東京都療育手帳）の交付	知的障害のある人が、各種の福祉サービスを受けるために必要な愛の手帳を交付します。
精神障害者保健福祉手帳の交付	精神障害のため日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ人が、自立した生活を送り、社会参加する上で助けとなる精神障害者保健福祉手帳を交付します。

(2) 居住支援の充実

住み慣れた地域でいつまでも生活できるように、グループホーム、ケアホームなどの整備を促進し、その運営を支援します。

また、身体障害のある人が車いすなどで暮らしやすい生活をするために必要な住宅改造については、住まいの改造助成制度により支援します。

さらに、精神障害のある人の一般住宅への入居から地域定着までのサポートをします。

主な事業展開

事業名	事業内容
グループホームの家賃助成	グループホームを利用する障害者が支払った家賃のうち一定額を助成します。
知的障害者グループホームの運営資金の貸付け	区内で新規にグループホームを運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。
住まいの改造助成	介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。
民間賃貸住宅家賃等の助成	民間の賃貸住宅に居住する心身障害者世帯が、取り壊し等により転居を求められ転居した場合に、住まいの安定を図るため、新しい住まいの家賃と旧家賃との差額を助成します。
居住支援	賃貸契約による一般住宅(公営・民間賃貸住宅)への入居を希望する精神障害者に対して、住まい探しから入居後の生活を支援するとともに家主等との連絡調整を行います。

(3) 居宅でのサービスの充実

障害のある人の自立支援と介護者の負担軽減のために、在宅サービスの充実に努めます。

主な事業展開

事業名	事業内容
巡回入浴サービス	家庭での入浴が困難な重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、巡回入浴車を派遣して入浴サービスを行います。
寝具乾燥消毒サービス	常時寝たきりの状態にある在宅の重度障害者(児)に対し、衛生的で健康的な生活の維持を図るため、寝具類の乾燥消毒や水洗いクリーニングを行います。

福祉理美容サービス	常時複雑な介護を要する在宅の重度障害者(児)に対し、健康的な生活の維持と家族の介護負担軽減を図るため、自宅で理美容サービスが受けられる福祉理美容券を交付します。
紙おむつ等の支給	常時紙おむつが必要な障害者(児)に対し、健康の保持と介護家族の経済的負担軽減を図るため、紙おむつ・おむつカバー・防水シーツを支給します。
おむつ使用料の助成	区で支給する紙おむつの使えない病院に入院した人を対象に、経済的負担軽減を図るため、おむつ使用料を助成します。
民間緊急通報システムの設置	ひとり暮らし等の身体障害者で日常生活に不安を持っている世帯に対し、生活の安全を図るため、警備会社と連携した緊急通報システム「マモルくん」を設置します。
短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
緊急一時保護を行う団体に対する助成	緊急時に、会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。
自立生活体験	病院・施設等から地域生活に向けての訓練や病状悪化防止のための休息、又は一時的に家族支援が受けられない時などに安心して過ごせる専用居室が活用できます。

(4) 施設を利用したサービスの充実

必要に応じて日中活動系施設の整備を検討するとともに、区内の住み慣れた地域で生活できるように、居住系施設の整備を支援します。

精神障害者に対しては、身近な地域に地域活動支援センターやグループホームなどの施設を確保するとともに、医療と連携した生活相談や訓練を通じた地域移行への支援を強化します。

また、長期入院している精神障害者に対し、退院促進支援コーディネーターが安定した地域生活へ向けての準備から定着までをきめ細やかに支援します。

主な事業展開

事業名	事業内容
知的障害者グループホームの運営資金の貸付け(再掲)	区内でグループホームを新規に運営しようとする団体に、開設当初の運営資金を貸付けします。
更生訓練費の支給	就労移行支援事業所、自立訓練事業所等における訓練の効果を上げるために受ける更生訓練に必要な費用を支給します。
地域活動支援センター I 型	精神障害者が利用する地域活動支援センター I 型での生活支援事業の充実を図ります。

地域活動支援センターⅢ型	精神障害者が気軽に安心して過ごせる居場所であり、ステップアップの場として、さまざまなプログラムを充実させます。
退院促進支援	精神障害者の退院及び地域社会への移行支援を行い、安定した地域生活の実現を目指します。
日中活動サービス事業所への助成	日中活動サービスを提供する事業所の運営に要する費用の一部を補助することにより、地域の実情に応じた事業展開の促進と利用者サービスの向上を図ります。
心の専門グループワーク	回復期にある精神障害者を対象に、社会生活への適応を図ることを目的としたグループ活動を行います。
自立支援セミナー	脳卒中後遺症等による障害を持ち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験を通し、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 <ul style="list-style-type: none"> ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室

(5) 介護家族の支援

障害のある人の介護に当たる家族の精神的、肉体的な負担を軽減するため、介護に当たる家族のリフレッシュを図る事業や、レスパイト（一時的休息）を推進し、家族会等の当事者団体の支援をします。

介護に当たる家族が、緊急的に介護することが困難になった際には、障害のある人を一時的に保護します。

主な事業展開

事業名	事業内容
重度脳性まひ者の介護者への介護券の給付	重度脳性まひ者の生活圏の拡大を図るため、介護をする家族に対し介護券を給付します。
介護者の激励	複雑な介護を要する重度心身障害者(児)の介護をする家族の労をねぎらい、リフレッシュを図れるように映画鑑賞券を給付します。
家族会の支援	精神障害者を持つ家族同士の交流、自主的活動等の支援を行います。
家族教室	統合失調症やうつ病等が疑われる人の家族を対象に、病気、本人への接し方、医療・福祉制度などについて学習する場として開催します。
家族交流会	こころの病を持つ人の家族を対象に、悩みを話し合ったり、病気、福祉制度の知識などについて学ぶため実施します。

思春期家族交流会	思春期の子どもを持ち、問題行動や子どもとの接し方に悩む家族が集い、子どもの行動の理解や対応などについて学習します。また、話し合いを通して、家族が自身の生き方を見つめ直す場として実施します。
酒害家族教室	飲酒に関するトラブルで悩みのある家族が集い、専門病院の医師やソーシャルワーカー、保健師とともに「アルコール依存」について学習します。
日中一時支援 (日帰りショート)	在宅の心身障害者(児)の保護者又は家族が、疾病・事故等で一時的に障害者(児)を介護できなくなった場合に、世帯の生活の安定を図るため、保護事業を行います。
短期入所(再掲)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
緊急一時保護を行う団体に 対する助成(再掲)	緊急時に会員相互により介護を行っている団体に、その費用を助成します。

(6) 補装具・日常生活用具の利用の推進

心身障害者(児)が日々の生活を円滑に送れるよう、必要なホームケア機器等を給付し、生活の利便向上を図ります。

また、障害者等の身体機能を補完・代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される義肢や装具、車いす等の補装具費を支給します。

主な事業展開

事業名	事業内容
日常生活用具の給付等	日常生活の便宜を図るため、在宅の障害者(児)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。
車いすの貸与	長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等をするために利用する車いすを貸し出します。
補装具費の支給	補装具購入費と修理費を支給します。

(7) 経済的自立の支援

障害のある人の経済的自立とその家庭の生活安定を図るため、医療、年金、就学、また屋外の移動支援など、各種手当の支給や助成事業を行っていきます。

主な事業展開

事業名	事業内容
各種手当の支給	心身障害者福祉手当、障害手当[児童育成手当]、難病患者福祉手当、育成手当[児童育成手当]を支給します。 また、国、都が支給する重度心身障害者手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当、児童扶養手当があります。
医療費の助成	心身障害者医療費助成、難病の医療費助成、小児慢性疾患の医療費助成の制度があります。
自立支援医療の給付	更生医療、育成医療、精神通院医療に対して医療費を給付します。
扶養共済制度	心身障害者扶養共済があります。
年金	障害者を対象に支給されている年金として障害基礎年金と障害年金・障害手当金があります。
自動車燃料費の助成	社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
タクシー利用の助成	車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を補助します。
更生訓練費の支給(再掲)	就労移行支援事業所、自立訓練事業所等における訓練の効果を上げるために受ける更生訓練に必要な費用を支給します。
就学奨励費	特別支援学級の児童・生徒に対して、保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じ、教育費、修学旅行費等の一部を助成します。

3 保健・医療の充実

障害のある人に対して、適切な保健・医療サービスを提供し、生活の質を高めるとともに、障害の原因となる疾病等の予防・治療が可能なものについては、早期発見と対応に努めます。また、こころの病についても医療的ケアの充実を図ります。

(1) 障害の原因となる疾病等の予防・早期発見

乳幼児の障害や発育・発達の遅れなどを早期発見し、適切な治療を促進するため、妊婦健診や乳幼児健診、経過観察などを充実させるとともに、専門医療機関や乳幼児療育施設などとの連携を図ります。

また、区民がこころの健康に関心を持ち、精神的ストレスによる睡眠障害などのこころの問題や病気、アルコールや薬物の害について正しく理解し、不安や悩みを感じたときに早期に発見できて適切な対応がとれるように、情報技術の活用や講演会などでの正しい情報の提供に努め、こころの健康を保つための啓発活動を進めます。

主な事業展開

事業名	事業内容
妊婦健康診査	妊娠経過の適切な把握により、流・早産、妊娠高血圧症候群、低体重児出生などの予防を図り安全な出産へと導きます。
乳幼児健康診査	乳幼児期に以下のような健康診査を実施します。 ・3・4か月児健康診査 ・6か月児・9か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・3歳児健康診査 ・乳幼児経過観察健診 ・乳幼児精密健診
心理相談	言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。
発達専門相談(再掲)	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。
高次脳機能障害者支援(再掲)	高次脳機能障害についての当事者・家族からの相談に医師等の専門スタッフが応じ、リハビリ訓練や家族の集いなども実施します。
こころの健康相談(再掲)	こころの病気を疑うさまざまな症状に悩んでいる本人や家族に対して専門医が個別相談に応じます。
こころの健康ホットライン	専用電話を設置し、こころの悩み相談に応じます。
閉居訪問(再掲)	精神障害の早期発見、早期治療の援助のため、閉じこもりの人に対して、精神科医等による精神福祉相談・訪問事業を実施します。

酒害本人ミーティング	酒害相談を申し込んだ人を対象に、同じ悩みを持つ人同士が集い、病院のソーシャルワーカーも交えて、禁酒のためのミーティングを実施します。
------------	--

(2) 保健・医療サービスの充実

疾病や加齢により身体に障害のある人が自立した日常生活が送れるよう、リハビリテーションに関する相談や指導などを行います。また、在宅重症障害児（者）に対しては、在宅での安定した家庭療育を支援するため、訪問健康診査や訪問看護の充実を図ります。

障害者歯科診療は、歯科医師会と協力・連携し、江戸川区口腔保健センターにおいて実施します。

主な事業展開

事業名	事業内容
自立支援セミナー(再掲)	脳卒中後遺症等による障害を持ち、病院訓練を終えた人とその家族を対象に、日常生活動作や応用動作の体験を通し、日常生活の自立、社会活動の拡大を支援します。 ・言語リハビリ教室 ・外出体験リハビリ教室 ・家事体験リハビリ教室
リハビリ相談(再掲)	リハビリに関する相談やメタボリックシンドローム予防・介護予防のための運動方法などについて、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が相談に応じます。また、外出困難など必要な人に対しては、家庭に赴いて対応します。
江戸川区口腔保健センター 障害者歯科診療	江戸川区口腔保健センターにおいて、障害のために、地域の歯科医院で治療を受けることが困難な人の歯科診療を行います。
在宅リハビリテーション支援	脳血管疾患や骨折などの疾患により身体障害のある人で、急性期、回復期を過ぎた維持期の人を対象に、医師会の協力により、リハビリテーション指導を行います。

4 育成・教育の推進

発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じた一貫した支援を行うために、各関係機関の連携により、療育・保育・特別支援教育を推進します。

(1) 療育・保育・特別支援教育の推進

障害や発達に心配のある子どもを持つ保護者に対する相談体制の充実を図るとともに、保健や福祉、教育など関係機関の連携・協力体制を強化します。

また、就学相談の充実を図り、障害のある幼児・児童・生徒の支援体制を整備します。就学後は、特に配慮の必要な児童・生徒に対しては、専門家の指導・助言等を得ながら個々のニーズに応じた支援を進めるなど、特別支援教育を推進します。

主な事業展開

事業名	事業内容
心理相談(再掲)	言葉や日常生活習慣など発達について個別相談を充実します。
心理経過観察集団指導	精神発達、対人関係、コミュニケーションに問題・障害のある児とその保護者を対象に集団での遊びやグループワークを通じて支援をします。
発達専門相談(再掲)	発達障害等が疑われる幼児の総合的な発達評価、適切な療育・支援を受けられるよう相談事業を実施します。
育成室	早期療育、発達相談の充実を図ります。
保育園巡回発達相談	発達障害児を対象とした巡回相談の充実を図ります。
専門家チームの派遣	配慮を必要とする児童・生徒を支援するために、学校の要請により医師・大学教授・臨床発達心理士・特別支援学校特別支援教育コーディネーター等で構成される専門家チームを学校に派遣して、当該児童・生徒への望ましい教育的対応について専門的な視点から助言します。

5 雇用・就業の推進

雇用・就業は、障害のある人が地域でいきいきと生活していくための重要な柱です。働くことを希望する人が能力を發揮し、就労を通じた社会参加を実現するとともに、経済的自立が図れるように、福祉や教育と連携した支援を行うことにより、障害のある人の就労支援を推進します。

(1) 就労支援の推進

障害のある人の自立した日常生活や社会生活を支援するため、職業訓練・就業指導を充実させるとともに、サービス業などを含めた多様な就労の場を確保していきます。

特に、精神障害のある人については、仲間づくりや医療的ケアなどを含めた総合的な就労支援を充実させていきます。

また、利用者に対するサービスが安定的に提供できるよう、事業所運営に必要な支援を行います。

主な事業展開

事業名	事業内容
障害者就労支援センターにおける訓練	一般就労を希望し、企業への就労が見込まれる障害者に対して就労に関する支援を行います。
更生訓練費の支給(再掲)	就労移行支援事業所、自立訓練事業所等における訓練の効果を上げるために受ける更生訓練に必要な費用を支給します。
精神障害者就労支援	就労を希望する精神障害者に対し、就労訓練事業所の紹介・関係機関への同行・求職活動への準備支援等を総合的にを行います。
経営ネットワーク支援	精神障害者を対象とした区内の就労支援事業所等の利用者の工賃アップを目指し、専任の支援員が共同受注・販路開拓・新商品開発・職場開拓等をマネジメントします。

(2) 雇用の場の拡大

ハローワーク（公共職業安定所）と連携を図りながら、企業への雇用や就労体験等の促進に努めます。

また、障害のある人が安心して働ける就労環境づくりを進めるために、障害者の雇用実績のある企業を表彰するなど、企業に対して障害者雇用の一層の理解と協力を求めます。

主な事業展開

事業名	事業内容
障害者雇用優良企業表彰	障害者の雇用に深い理解を有し、その雇用に顕著な実績のある事業所を表彰し、その実績を広く周知することにより、区内事業所への障害者雇用の一層の促進を図ります。
障害者就労支援・雇用促進フェアの開催	障害者の就労支援と企業における雇用促進を目的に、講演会や面接会、施設紹介コーナーの設置等を行います。



福祉作業所分室「ペリィソイズ」



作業風景

6 区民の理解、交流、社会参加の推進

障害のある人が地域において自立した生活を送れるよう、障害及び障害者に関する理解を促進するため、啓発・広報活動を推進していくほか、ボランティアの養成・活動を推進します。あわせて、障害のある人が、これまで以上にスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動等に参加できるようにしていきます。

(1) 障害者理解の促進

区民の障害及び障害者に対する偏見や差別をなくし、理解を促進するため、障害者の作品展や発表会などの交流の機会や、講演会などの学習の機会を設けるなど、多様な普及・啓発活動を行います。

主な事業展開

事業名	事業内容
障害者作品展への助成	心身障害者(児)の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とし、励ましあうとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。
地域活動支援センター I 型	地域活動支援センター I 型において地域交流の充実を図ります。
精神保健講演会	障害者が地域で安心して暮らせる社会づくりをめざし、区民の精神障害に関する正しい知識の習得と理解の促進のため、講演会を開催します。

(2) ボランティアの養成・活動の促進

地域における障害者の支援を広げていくため、江戸川区ボランティアセンターを中心に、ボランティア活動に関する情報提供・相談体制の充実を図るとともに、ボランティア団体の支援やネットワークづくりを進めます。

また、障害者が利用する施設でのボランティア活動を希望する人向けの講座や、手話通訳者などの専門的な知識等を習得する養成講座等を開催し、ボランティア活動の促進を図ります。

主な事業展開

事業名	事業内容
ボランティア講座	精神障害者のための施設等においてボランティアを希望する人のために、病気への理解や現状についての講座を開催します。
ボランティア活動の情報提供	ホームページ等による情報提供を実施します。

コーディネート・相談	ボランティアに関するコーディネートや相談機能を充実します。
ボランティア団体活動費助成	登録団体へ活動費を助成します。
ボランティア人材の育成	登録手話通訳者養成講座等を開催し、障害のある人の支援に必要な人材を計画的に育成します。

(3) 生涯学習・スポーツ文化振興の推進

障害者の社会参加の促進や生きがいづくりの観点から、障害のある人のスポーツ・レクリエーションや学習・文化活動を推進します。

また、障害者団体や障害者施設が行う地域交流活動の充実を図ります。

主な事業展開

事業名	事業内容
障害者スポーツ大会への助成	心身障害者(児)のスポーツ・レクリエーション活動への参加を促進するため、助成金を支給します。
障害者作品展への助成(再掲)	心身障害者(児)の作品を一堂に集め、日頃の成果の発表の場とし、励ましあうとともに、障害を持たない人への理解促進を図るための作品展に対し助成します。
障害別講座講習の開催	障害者の生活向上を図るため、障害別に応じた講座講習会を開催します。
障害者協議室の運営	障害者団体等が障害者の自立と社会参加のための交流、情報交換等の自主的活動が積極的に図れるよう、障害者協議室を貸し出します。
心の交流スポーツ大会	スポーツを通じて、精神障害者支援施設等の利用者と健康サポートセンターの心の専門グループワーク参加者との交流を図ります。あわせて地域との交流も図り、ともに暮らせる社会を目指します。
リハビリ自主グループの活動支援	リハビリ教室の卒業生で結成した自主グループの活動や、グループ相互の交流に対して支援します。
点字図書の給付	主に情報の入手を点字に頼っている視覚障害のある人に対して、点字図書を給付します。
成人祝品の支給	成人としての自覚を持ち、生活の励みとなるよう、身体障害者手帳又は愛の手帳を持つ新成人に記念品を贈呈します。

7 生活環境の整備

誰もが快適で生活しやすいよう、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。これにより、障害のある人もない人も含め、すべての人が安全に安心して生活し社会参加できるようにしていきます。また、自助、共助、公助の観点から防災対策を推進します。

(1) 移動の円滑化支援

屋外での移動が困難な障害のある人に対して、地域での日常生活が円滑に送れるようにするとともに、社会参加活動ができるよう、外出する際の移動手段の確保や、移動するための支援を行います。

主な事業展開

事業名	事業内容
福祉有償運送	身体障害者等の移動制約者の移動を確保するため、NPO法人によるボランティア有償運送を支援します。
車いすの貸与(再掲)	長期又は一時的疾病により歩行困難な状態にある人が、通院、通学、各種行事への参加、旅行、散歩等をするために利用する車いすを貸し出します。
リフト付福祉タクシーの委託	重度身体障害者等の生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーの運行を委託します。
ハンディキャブ事業者に対する助成	地域障害者の足となり、福祉有償運送事業を運営しているNPO法人事業者に対し、助成します。
自動車燃料費の助成(再掲)	社会参加及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が利用する自動車の燃料費の一部を助成します。
自動車改造費の助成	社会参加の促進を図るため、重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得するとき、その自動車の改造に要する経費を助成します。
自動車運転教習費の助成	日常生活の利便及び生活圏の拡大を図るため、心身障害者が自動車運転免許を取得する際に要する費用の一部を助成します。
タクシー利用の助成(再掲)	車いす等を使用する心身障害者が社会生活を円滑かつ迅速に営むための迎車料金及び乗車料金の一部を助成します。
補助犬の給付	障害のある該当の人に補助犬(盲導犬、介助犬、聴導犬)を給付します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者の外出を、ガイドヘルパーが支援します。

(2) バリアフリー化等の推進

障害のある人だけでなく、誰にとっても安心で、暮らしやすいバリアフリーの住環境の整備を支援します。また、道路空間や交通機関などにおいても、誰もが移動しやすいユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。

区施設においては、施設の改修等にあわせてエレベーターを設置するなど、障害のある人にとって利用しやすい環境整備を進めます。

主な事業展開

事業名	事業内容
歩道巻き込み部の段差解消	道路改修にあわせて、歩道巻き込み部の段差を解消していきます。
視覚障害者誘導用ブロックの設置	道路改修にあわせて、視覚障害者を安全に誘導する視覚障害者誘導用ブロックを設置していきます。
音声誘導装置の設置	視覚障害者の歩行移動を支援する音声誘導装置を、公共施設や駅・バス停などに順次設置します。
エスコートゾーンの設置	視覚障害者の道路横断を支援するエスコートゾーンの設置を警視庁に要請していきます。
バリアフリーマップの改訂・周知	障害者団体との協働により、バリアフリーマップを改訂・周知します。
住まいの改造助成(再掲)	介助を要する身体障害者が、車いすなどで暮らしやすい生活ができるように住まいの改造費用を助成します。



バリアフリーマップ

(3) 防災対策の推進

障害者や高齢者等の災害時要援護者は、災害への対応力が弱いため、防災関係機関や自主防災組織等が、地域社会において、これらの人々を災害から守る協力体制を整えていくことが必要です。

① 住民の防災行動力の向上

地域の協力体制づくりを進め、災害時要援護者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上を図ります。

② 福祉施設利用者等の安全対策

福祉施設利用者等の迅速な避難のためには、施設関係者だけでなく周辺地域の協力が不可欠であるため、施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図ります。

また、各施設の防火管理対策の徹底を図るとともに、福祉施設等の職員に対して防火講習を行うなど、自衛消防力の向上を図ります。

③ 要援護者名簿の作成と活用

個人情報保護に配慮し、要援護者名簿の作成に取り組みます。作成した名簿は、災害時の支援機関等での活用を図ります。

④ 避難誘導

避難の勧告・指示が出された場合、又は避難の勧告・指示が出される前であっても災害が発生する恐れがある場合には、区は防災関係各機関の協力体制の下で、地域避難所、避難の方法等を地域住民に周知するとともに、あらかじめ指定された避難場所等へ早期に避難するよう誘導し、災害時要援護者の避難支援体制を整えます。

⑤ 二次避難所の指定等災害時要援護者受け入れ体制の整備

障害のある人に対し、状況に応じ介護など必要なサービスを提供するため、福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定するなど、災害時要援護者受け入れ体制を整備します。

第5章 計画の推進に向けて

1 地域の関係者・関係団体との連携の推進

日々、懸命に自助努力をされている障害のある人やその家族が、住み慣れた地域で自立した生活を送るには、サービスを提供する基盤整備が必要です。

それには、地域住民の理解と地域で支えあうまちづくりが重要です。

このため、地域の関係者・関係機関と連携・協力して取り組んでいきます。

2 行政内部における推進体制の強化

本計画を総合的に推進するためには、保健、医療、福祉、教育、まちづくりなどの分野を越えた庁内組織の横断的な取組みが求められることから、庁内関係各課の情報共有を推進し、連携・強化を図ります。

また、推進する施策及び事業の実施状況等について、区民にわかりやすく説明するとともに、区民ニーズにあった施策を展開することが求められます。このため、各関係機関、団体等からの代表委員により構成される会議体で協議、検討を進めます。

3 会議体での取組み

(1) 江戸川区地域自立支援協議会

障害者自立支援法において、障害者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体及び障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される自立支援協議会を置くことができると示されています。このことを踏まえ、江戸川区では、障害者の地域における自立した生活を支えるため、医療、保健、福祉、教育及び就労等に関係する機関とのネットワークの構築を推進する中核機関として、江戸川区地域自立支援協議会を設置しています。

(2) 江戸川区精神保健福祉連絡協議会

地域における精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、平成13年に学識経験者、関係機関・団体、住民代表、区職員等の委員で構成される江戸川区精神保健福祉連絡協議会を設置しました。また、協議会のもとに、専門的な事項の調査及び審議を行うための専門委員会を置いています。

(3) 江戸川区発達障害支援会議

発達障害者に関係する機関が適切に連携し、情報等の共有を図ることにより、発達障害者への支援を一層向上させることを目的に「江戸川区発達障害支援会議」を設置しました。支援会議は、代表者会及び実務者会によって組織しています。

また、実務者会においては、庁内プロジェクト「発達障害庁内連絡調整会議」ワーキンググループとの合同で課題検討を進めています。

資 料 編

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】

平成 23 年 7 月 29 日成立
平成 23 年 8 月 5 日公布

総則関係（公布日施行）

（1）目的規定の見直し（第 1 条関係）

- 全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。

等

（2）障害者の定義の見直し（第 2 条関係）

- 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

等

（3）地域社会における共生等（第 3 条関係）

（1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。

- 全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- 全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
- 全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。

等

（4）差別の禁止（第 4 条関係）

- 障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
- 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
- 国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。

等

（5）国際的協調（第 5 条関係）

- （1）に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。

等

（6）国民の理解（第 7 条関係）/国民の責務（第 8 条関係）

- 国及び地方公共団体は、（3）から（5）までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
- 国民は、基本原則にのっとり、（1）に規定する社会の実現に寄与するよう努める。

等

（7）施策の基本方針（第 10 条関係）

- 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
- 障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。

等

基本的施策関係（公布日施行）

（１）医療、介護等（第 14 条関係）

- ・ 障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
- ・ 身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重

等

（２）教育（第 16 条関係）

- ・ 年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
- ・ 障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
- ・ 調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進

等

（３）療育【新設】（第 17 条関係）

- ・ 身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
- ・ 研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進

等

（４）職業相談等（第 18 条関係）

- ・ 多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策

等

（５）雇用の促進等（第 19 条関係）

- ・ 国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
- ・ 事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理

等

（６）住宅の確保（第 20 条関係）

- ・ 地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策

等

（７）公共的施設のバリアフリー化（第 21 条関係）

- ・ 交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進

等

（８）情報の利用におけるバリアフリー化等（第 22 条関係）

- ・ 円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
- ・ 災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策

等

（９）相談等（第 23 条関係）

- ・ 意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
- ・ 障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援

等

(10) 文化的諸条件の整備等（第 25 条関係）

- ・ 円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策

等

(11) 防災及び防犯【新設】（第 26 条関係）

- ・ 地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策

等

(12) 消費者としての障害者の保護【新設】（第 27 条関係）

- ・ 障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策

等

(13) 選挙等における配慮【新設】（第 28 条関係）

- ・ 選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策

等

(14) 司法手続における配慮等【新設】（第 29 条関係）

- ・ 刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策

等

(15) 国際協力【新設】（第 30 条関係）

- ・ 外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策

等

障害者政策委員会等（公布から 1 年以内に政令で定める日から施行）

（国）障害者政策委員会（第 32～35 条関係）

- ・ 中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
- ・ 障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告

等

（地方）審議会その他の合議制の機関（第 36 条関係）

- ・ 地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加

等

附則

検討（附則第 2 条関係）

- ・ 施行後 3 年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
- ・ 障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置

等

策定経過

策定委員会経過

第1回	平成23年 6月22日	<ul style="list-style-type: none">策定について趣旨説明法律改正について第3期障害福祉計画の国の考え障害者の現状について障害福祉サービス量等の実施状況について
第2回	平成23年 10月26日	<ul style="list-style-type: none">中間報告(案)について意見公募について
第3回	平成24年 1月30日	<ul style="list-style-type: none">意見公募の結果について計画(案)について
第4回	平成24年 2月16日	<ul style="list-style-type: none">計画(案)の確認公表について

江戸川区地域自立支援協議会経過

会長 小暮堅三 副会長 杉本英臣

委員の構成

保健医療関係者2名、民生・児童委員1名、教育関係者3名、就労支援関係者4名、障害当事者4名、障害者団体関係者3名、障害福祉サービス・相談支援事業者2名、社会福祉協議会職員1名、区職員2名 計22名

第1回	平成23年 7月14日	<ul style="list-style-type: none">策定について趣旨説明法律改正について障害者の現状等について障害福祉サービス量等の実施状況について
第2回	平成23年 11月17日	<ul style="list-style-type: none">中間報告(案)について
第3回	平成24年 2月 9日	<ul style="list-style-type: none">意見公募の結果について計画(案)について

パブリック・コメント（意見公募）の実施

公募期間	平成23年12月10日から12月26日まで 17日間
意見件数	35人 1団体 延べ80件

策定委員会委員

福祉部		福祉部長
	福祉推進課	福祉推進課長
		計画係長
	障害者福祉課	障害者福祉課長
		庶務係長
		計画係長
		認定係長
		身体障害者相談係長
		愛の手帳相談係長
		発達障害調整係長
		自立援助係長
		施設調整係長
		希望の家所長
		虹の家所長
		福祉作業所長
障害者就労支援センター所長		
健康部		健康部長
	健康推進課	健康推進課長
		計画係長
	健康サービス課	健康サービス課長
		健康サービス係長
	保健予防課	保健予防課長
精神保健係長		
経営企画部	企画課	企画課長
		企画担当係長
生活振興部	地域振興課	地域振興課長
		生活就労支援係長
子ども家庭部	子育て支援課	子育て支援課長
		計画係長
	保育課	保育課長
		庶務係長
教育委員会事務局	学務課	学務課長
		相談係長
	指導室	指導室長
		指導主事



江戸川区障害者計画

第3期江戸川区障害福祉計画

(平成24年3月発行)

編集・発行

江戸川区福祉部障害者福祉課

〒132-8501 江戸川区中央1-4-1

電話 03(3652)1151 (代表)

<http://www.city.edogawa.tokyo.jp/>